

鐵索ヲ其鈇ニ貫キ腰間ニ練帶セシメ練帶ノ所ニ下鍵ス其監房ニ在ルモ晝間ハ乃ホ之ヲ施スモノトス
若シ再ヒ重罪ヲ犯シタルトキハ五年以上十年以下前項ノ例ニ照シテ處罰ス

鐵丸ノ量ハ二百目以上一貫目以下トシ被罰者ノ體力ニ應シテ之ヲ施ス丸ハ索尾ニ屬シ地上ヲ轉ハスモノトス若シ外役ニ服スルトキハ鐵丸ヲ除キ二人聯絆ノ法ニ法フ

第四十六條 施鈇中ノ者病ニ罹リ醫師ノ診斷ニ依リ鈇ノ解除ヲ必要トスルトキハ一時之ヲ解除スルコトヲ得但解除中經過セシ日數ハ施鈇期限ニ算入セス

第四十七條 賞表ヲ有スル者處罰ヲ受ケタルトキハ其情狀ニ因リ賞表一箇又ハ數箇ヲ褫奪スルコトアルヘシ

第四十八條 獄則ヲ犯シ罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ處罰中

ト雖モ之ヲ免スルコトヲ得

第四十九條 免幽閉ヲ受ケタル流刑ノ者監署ノ命令ニ違背シタルトキハ七日以内之ヲ拘留スルコトヲ得

第五十條 囚人懲治人及刑事被告人司獄官吏ノ處置ニ對シ情苦ヲ訴ヘントスルトキハ第四條ニ記載シタル官吏巡閱ノ際封書又ハ口述ヲ以テ申告スルコトヲ得

第五十一條 此規則ヲ施行スル方法細則ハ內務大臣之ヲ定ム
第五十二條 此規則ハ陸海軍ニ屬スル監獄ニ適用セサルモノトス

○監獄則施行細則二十二年七月
監獄則施行細則內務省令第八號
監監獄則施行細則

第一章 規程

第一條 此細則ニ於テ在監人ト稱スルハ囚人懲治人及刑事被告人ヲ云フ
第二條 新ニ入監スル者アルトキハ先ツ之ニ番號ヲ付シ一小房內ニ於テ

通身ヲ検査シ了リテ名籍ニ其要項ヲ詳録シ仍ホ房内揭示ノ事項ヲ説示スヘシ

第三條 各監房内ニハ在監人ノ遵守スヘキ事項ヲ揭示シ傍訓ヲ施シ解シ易カラシムヘシ其事項左ノ如シ

- 一 在監人ハ互ニ和順ヲ主トシ常ニ教令ヲ謹守スヘシ
- 一 教誨聽聞ノ席ニ就クトキハ慎テ容止ヲ正フスヘシ刑事被告人ヲ拘禁スル監房ニハ此項ヲ除ク
- 一 毎朝常用ノ諸器具ヲ清潔ニシ之ヲ排列シテ點檢ヲ受ケ及席壁圓圖等ヲ掃除スヘシ
- 一 窓壁若クハ物件ヲ汚損シ不淨器ノ外ハ唾ハキ及貯水ヲ濫用スヘカラス
- 一 房外ニ出タル時ハ他人ト手ヲ交ヘ又ハ濫リニ交談スヘカラス
- 一 夜間ハ最モ鎮靜ヲ主トシ說話發聲又ハ濫リニ起歩スヘカラス但晝間ト雖放歌喧噪又ハ高聲ニ誦讀シ及隣房ヘ通聲交談スヘカラス
- 一 許可ヲ得サル物品ヲ監房ニ置キ或ハ勝負ヲ争ヒ若クハ賭博類似ノ遊戯ヲナシ或ハ他人ニ汚辱ヲ被ラシメ猥褻ニ涉ルカ如キ所爲アルヘカラス
- 一 服役中其作業ニ關セサル他事ヲ談話シ及服役セサル時間タリトモ部外ノ役場ニ至ルヘカラス
- 一 許可ヲ得スシテ物件ヲ受授貸借スヘカラス

一 監房ニ於テ異常ノ事アレハ晝夜ニ拘ラス直ニ看守所ニ通聲スヘシ
一 病者アルトキハ同房ノ者共ニ介保シ看病人タル者ハ切實ニ之ヲ看護スヘシ

第四條 領置ノ貨物ハ其名數ヲ簿冊ニ記載シ典獄之ニ證印スヘシ

領置ノ貨物ハ本人釋放又ハ假出獄免幽閉假出場ノ時之ヲ下付スヘシ

第五條 領置物品中保存ニ堪ヘ難キモノハ本人ヘ告知ノ上之ヲ賣却シテ其代金ヲ領置スルコトヲ得

第六條 入監中外人ヨリ差入タル貨物ニシテ領置スルモノモ亦第四條第五條ノ例ニ依ル

第七條 總テ監房ニ入ル、物品ハ典獄之ヲ點檢シ其危險ノ虞アルモノハ一切之ヲ禁スヘシ

第八條 入監後出房セシメタル者ニ對シテハ還房ノ際通身ノ検査ヲ爲スヘシ

第九條 通身ノ検査ハ一人宛之ヲ爲シ他人ヲシテ見セシムヘカラス但役場教誨堂運動場及浴室等ヨリ一時多人數ヲ還房セシムル場合ハ此限ニ在ラス

第十條 男子ノ檢身ハ看守長臨監シ看守之ヲ行ヒ女子ニ係ルトキハ看守長臨監シ女監取締之ヲ行フヘシ

第十一條 典獄看守長ハ日夜不時ニ監獄ノ内外ヲ巡視スヘシ但看守長ノ

巡視ハ一晝夜三回以上タルヘシ
第十二條 典獄ハ看守及女監取締ノ警守受持場ヲ定メ晝夜絶ヘス之ヲ
警セシムヘシ

第十三條 典獄ハ看守長及看守女監取締ヲシテ常ニ在監人ノ行狀ヲ録サ
シムヘシ但押送途中ニ在テハ押送官吏之ヲ録シテ典獄ニ差出スヘシ

第十四條 看守長ハ毎日二回以上各監房ニ就キ在監人ノ員數ヲ點檢シ毎
日一回以上監房ヲ檢査スヘシ

第十五條 囚人及懲治人ノ放免期日ハ入監後典獄直ニ之ヲ調査シテ名籍
簿ニ記入シ仍ホ本人ニ告知スヘシ

第十六條 囚人及懲治人ニシテ釋放スヘキ者アルトキハ典獄名籍簿ニ照
シテ其氏名等ヲ問糺シ釋放スル旨ヲ言渡スヘシ刑事被告人ニシテ放免

保釋及責付スヘキ者アルトキモ亦同シ
第十七條 領置ノ貨物ヲ下付スルトキハ典獄其名數ヲ領置簿ニ照シテ其
旨ヲ記シ受取人ヲシテ證印セシムヘシ

第十八條 刑事被告人ノ中共犯人アルトキハ其監房ヲ別異シ談話通聲ス
ルコトヲ得サラシメ裁判所又ハ他監ニ引致ノトキモ同行セシムルコト
ヲ得ス

第十九條 在監人ヲ他監ニ移ストキハ其名籍又ハ宣告書其他必要ノ文書
及領置ノ貨物ヲ具シテ送致スヘシ

第二十條 在監人押送ノ際送致スル貨物ハ典獄ニ於テ目錄ヲ作り其貨物
並ニ目錄ハ押送官吏ヲシテ保管セシムヘシ但金錢ハ破綻ノ憂ナキ様嚴
密シ之ニ封印ヲ捺スヘシ

第二十一條 特赦アリタルトキハ典獄ハ速ニ其旨ヲ所屬長官ニ申報シ所
屬長官ハ内務大臣ニ申報スヘシ

第二十二條 特赦免幽閉假出獄ノ申渡ハ其裁可又ハ許可ノ監署ニ達シタ
ル時ヨリ二十四時以内ニ之ヲ爲スヘシ

假出獄ノ申渡ヲ受ケタル者ニハ典獄其證票ヲ與ヘテ最近ノ警察署ヘ護
送スヘシ

第二十三條 特赦免幽閉假出獄ヲ申渡シ又ハ賞表ヲ授與スルハ別ニ定ム
ル方式ニ依ル但賞表ハ免役日若シハ日曜日ニ於テ之ヲ與フヘシ

第二十四條 免幽閉ノ申渡ヲ受ケタル者ハ監獄近傍ノ地ヲ限り居住セシ
メ典獄之ヲ監督スヘシ但土地家屋ナキ者ニハ之ヲ貸與スヘシ

己ムヲ得サル事故アリテ一時限外ニ出ンコトヲ請フトキハ典獄其事由
ヲ取糺シテ許可スルコトアルヘシ

第二十五條 免幽閉中重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ上
免幽閉ヲ爲シタル所ノ監獄ニ於テ直ニ其刑ヲ執行スヘシ

第二十六條 免幽閉ノ申渡ヲ受ケタル者其配偶者又ハ其他ノ親屬ヲ招キ
テ同居シ又ハ結婚セント請フトキハ典獄其生計ノ方法ヲ取糺シテ許可

スヘシ

第二十七條 假出獄中重罪輕罪ヲ犯シタル者アルトキハ其裁判確定ノ上
 現ニ之ヲ管束スル所ノ典獄ニ於テ假出獄ノ停止ヲ言渡シ證票ヲ取上ケ
 其旨ヲ所屬長官ニ申報シ所屬長官ハ内務司法兩大臣ニ申報スヘシ
 甲地ニ於テ假出獄ヲ許サレタル者ヲ乙地ニ於テ停止シタルトキハ乙地
 典獄ヨリ其取上タル證票ヲ甲地典獄ニ送致シテ其旨ヲ通知スヘシ
 前項ニ依リ乙地ニ於テ假出獄ヲ停止シタルトキハ集治監ニ入ルヘキ者
 ヲ除クノ外其地監獄ニ拘禁シ前刑後刑トモ乙地ニ於テ之ヲ執行スヘシ

第二十八條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル者アルトキハ他ノ者ト別異シ一房ニ
 一名ヲ拘禁シテ特ニ戒護ヲ嚴ニスヘシ

第二十九條 死刑ノ執行ハ午前十時ヲ過ルヲ得ス其執行中ハ看守ヲシテ
 嚴ニ刑場ノ門戸ヲ護ラシムヘシ

第三十條 死刑ヲ執行スヘキ者同時ニ二人以上アルトキハ之ニ前後ヲ付
 シ一人宛執行シ其間他ノ受刑者ヲシテ刑場ニ入ラシムヘカラス

第三十一條 死刑ハ受刑者自衣著用ノ儘之ヲ執行スルコトヲ得

第三十二條 監房ハ看守長ノ立會アルニアラサレハ開扉スルコトヲ得ス
 但在監人ノ在ラサルトキハ此限ニ在ラス

第三十三條 囚人ノ監房ニハ疊ヲ敷クコトヲ得ス但病室及拘留囚ノ監房
 ハ此限ニ在ラス

第三十四條 密室ハ拘置監ニ設クヘシ
 閤室ハ暗ニ空氣ヲ通セシメ毫モ光線ヲ通セサラシムルヲ要ス

密室及閤室ハ一室一人ヲ限トス

第三十五條 接見室ハ監舎ノ首部ニ設クヘシ

第三十六條 死刑場ハ監獄ノ一隅ニ設ケ墻壁ヲ以テ外見ヲ防クヘシ

第三十七條 各監房ノ鑰匙ハ彼此適用スヘキ爲メ其製式ヲ同クスヘシ

第三十八條 監房ノ鑰匙ハ常ニ一定ノ場所ニ置キ看守長之ヲ監守スヘシ

第三十九條 監守所ニハ閤室ヨリ鐵線ノ類ヲ通架シ置キ發病等ヲ報スル
 ノ用ニ供スヘシ

第四十條 監獄ニハ防火具ヲ備ヘ置クヘシ

第四十一條 燈火ハ監房外ニ置キ在監人之ニ觸ル、ノ虞ナカラシムヘシ

第二章 役法及時限

第四十二條 定役ニ服スヘキ入監人アルトキハ典獄醫師ヲシテ其身體ヲ
 診視セシメテ強弱ヲ分チ就業簿ニ記入シ其就役スヘキ業名ヲ指定スヘ
 シ

第四十三條 男囚ノ監獄内ノ作業ハ春米瓦工煉化石工石工碎石鍛冶工油
 絞工耕耘木挽工抄紙工木工桶工鋸工炊事掃除ノ内ヲ撰ムヘシ
 女囚ノ作業ハ紡績裁縫機織洗濯ノ内ヲ撰ムヘシ
 右ノ外各地方ノ便宜ニ依リ他ノ作業ニ服役セシメントスルトキハ内務

大臣ノ認可ヲ得ヘシ

第四十四條 男囚ハ碎石開墾採礦土方石工耕耘運搬若クハ監獄ノ用ニ限
リ獄外ノ役ニ服セシムルコトヲ得其外役ニ服セシムルトキハ鍊鐵ノ鎖
ヲ用テ二囚毎ニ聯絆シ晴雨ヲ問ハス笠ヲ用テ其面ヲ掩ハシムヘシ
外役ノ囚徒ハ一組十人以上二十人以下ト定メ看守一人押丁二人以上ヲ
シテ之ヲ監セシム但島地ニシテ逃走ノ虞ナシト認ムル場合ニ於テハ此
割合ヲ變更スルコトヲ得

第四十五條 定役ニ服スヘキ者刑期五分ノ三ヲ經過シタルトキハ典獄ニ
於テ現ニ其監獄ニ在ル所ノ作業ノ中ニ就キ出獄後自活ノ道ヲ得ヘキト
認ムルモノヲ指定スヘシ但刑期一年未滿ノ者ハ此限ニ在ラス

第四十六條 定役ニ服スヘキ者ハ風雨積雪等ノ爲メ既定ノ作業ニ就ケシ
メ難キトキト雖他ノ作業ニ就ケ休役セシムヘカラス

第四十七條 科程ノ了否ハ正午ト罷役前トニ於テ毎日二回之ヲ検査スヘシ
第四十八條 毎日囚人ヲシテ作業ニ就カシムルニ際シ悉ク之ヲ監房外ニ
整列セシメ看守長及看守女監取締點檢ヲナスヘシ還房セシムルトキモ
亦同シ

第四十九條 在監人ノ起床ヨリ就寢ニ至ル迄ノ動作時限ハ別表ニ之ヲ定
ム但作業ニ依リ已ムヲ得サル場合ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ其時
限ヲ伸縮スルコトヲ得

第五十條 起床還房就役罷役就寢其他ノ動止ヲ令スルハ鈴若クハ柝ヲ以
テシ全監一齊ニ動止セシム

第三章 工錢

第五十一條 各種ノ工錢ハ其地普通ノ傭工錢ニ照シ各自ノ技能ト就役時
間トニ應シ一日若干ト定ムヘシ

第五十二條 免役日ニ於テ囚人ヲ炊事掃除病者ノ看護其他監獄ノ用ニ使
役スルトキハ科程外ノ工錢ヲ與フヘシ

第五十三條 在監人ニ與フヘキ工錢ハ毎月ノ首ニ於テ其前月ノ總計金額
ヲ本人ニ示スヘシ

第四章 給與

第五十四條 囚人ノ衣類ハ赭色懲治人ノ衣類並ニ刑事被告人ニ貸與スル
衣類ハ淺葱色ニシテ總テ筒袖トシ長短二種ニ分ツ男ノ通常服ハ長衣就
役服ハ短衣トシ女服ハ總テ長衣トス

第五十五條 囚人ノ蒲團ハ赭色懲治人及刑事被告人ノ蒲團ハ淺葱色トシ
各自ニ貸與シ二人以上合著セシムルコトヲ得ス

第五十六條 刑事被告人ノ著用スル衣類ニシテ時季ニ適セス又ハ汚穢シ
テ衛生上ニ害アリト認ムルトキハ之ヲ貸與ス

第五十七條 在監人ノ衣服ノ外襟及蒲團ニハ白布ヲ縫著シ之ニ其者ノ番
號ヲ墨書スヘシ

第五十八條

在監ニ貸與スル衣類雜具左ノ如シ

- 一 通常服
- 一 單衣
- 一 裕
- 一 綿入
- 一 襦袢
- 一 就役服
- 一 單衣
- 一 裕
- 一 綿入
- 一 襦袢
- 一 股引
- 一 雜具
- 一 蒲團
- 一 蚊帳
- 一 莞蔴
- 一 木枕
- 一 帶尺三

婦女ニハ股引ニ代テ前垂ヲ貸與スルコトヲ得

- 一 襦尺長三
- 一 手巾
- 一 篋
- 一 笠
- 一 履物

以上ノ貸與品ハ地方ノ便宜ニ依リ之ヲ斟酌取捨シ淨濯補綴シテ其用ニ充ルコトヲ得此他草鞋用紙ハ之ヲ付與ス

極寒ノ地方ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得テ足袋ヲ貸與スルコトヲ得
第五十九條 病者ニ貸與スル衣類雜具ハ醫師ノ意見ヲ問ヒタル上典獄ニ於テ變更又ハ増減スルコトヲ得

第六十條 病者ノ食量ハ醫師ノ診斷ニ依テ之ヲ増減スヘシ

第六十一條 病者ノ攝養ニ効アル飲食物又ハ温ヲ取ル湯婆等ヲ用ユルコトヲ要スルトキハ醫師ヲシテ其旨ヲ證明セシメ典獄之ヲ考檢シテ許可スルコトアルヘシ

第六十二條 囚人及懲治人作業ニ勉勵シテ食費ヲ償フニ足ルヘキ工錢ヲ得ル者ニハ其請ニ由リ領置シタル工錢ヲ以テ食物ヲ購ヒ之ヲ給スルコトヲ得但其種類分量ハ典獄豫メ制限ヲ設クヘシ

第六十三條 工錢ヲ以テ食物ヲ購給スルハ一月十回以下ニシテ一回金三錢ヲ過ルコトヲ得ス但其購給費ハ領置工錢ノ半額ヲ過クヘカラス

第六十四條 食用器具左ノ如シ

- 一 木椀
- 一 箸
- 一 飯器

第六十五條 監房常置ノ器具左ノ如シ

- 一 貯水器並ニ飲器 木製
- 一 唾壺 木製又ハ竹製
- 一 便器 木製又ハ竹製
- 一 小便器 木製又ハ竹製
- 一 洗手盆 木製

第五章 衛生及死亡

第六十六條 監獄ハ常ニ清掃シ不潔ナラシメサルヲ要ス

第六十七條 監獄内ノ廁圖並ニ便器ハ度數ヲ定メテ掃除シ常ニ清潔ナラシムヘシ

第六十八條 病者ノ居室身體衣類臥具等ハ特ニ清潔ニ爲スヘシ

第六十九條 刑事被告人及定役ニ服セサル囚人ハ毎日一時以內監房外ニ於テ運動ヲ許ス

第六十九條 衣類臥具雜具其他ノ物品ハ種質ニ由リ時々熱湯ヲ用ヒテ之ヲ滌ヒ又ハ大氣ニ晒シ臭氣ヲ去リ蟲害ヲ防クヲ要ス但病者ノ物品ト混一シテ之ヲ晒洗スヘカラス

第七十條 入浴ノ定度ハ毎年六月ヨリ九月迄ハ五日毎ニ一次以上十月ヨリ五月迄ハ十日毎ニ一次以上トス

第七十一條 刑事被告人又ハ定役ニ服セサル囚人及拘留囚ノ鬚髮ハ不潔ナラサル様梳理セシムヘシ但鬚髮ヲ剃刈センコトヲ請フ者アルトキハ典獄之ヲ許可スルコトアルヘシ

第七十二條 髮ヲ短薙セサル者ノ監房ニハ木梳一箇ヲ備ヘ置クヘシ

第七十三條 刑事被告人ノ親屬故舊ヨリ澣濯ノ爲メ其衣類ノ下付ヲ請フトキハ本人ノ承諾ヲ得テ典獄之ヲ許可スルコトアルヘシ其密室監禁者ニ係ルトキハ當該裁判官ノ允許ヲ經ヘキモノトス

第七十四條 傳染病流行ノ兆アルトキハ其豫防ヲ慎重ニスヘシ若シ在監人中傳染病者アルトキハ直ニ隔離室ニ移シ其消毒ヲ嚴ニシ病性及感染ノ形狀ヲ詳悉シ典獄ヨリ所屬長官ニ報告シ且其旨ヲ市町村長及警察署ニ通知スヘシ

第七十五條 傳染病流行ノ際ハ飲食物ノ差入及購給ヲ停止スルコトヲ得

第七十六條 傳染病流行地ヲ發シ若クハ其地方ヲ經過シタル者新ニ入監スルトキハ一週日以上他ノ者ト隔離シ其携有スル物品ハ消毒ヲ行フヘシ

第七十七條 死亡者又ハ刑死者アルトキハ其年月日時ヲ記シ典獄ヨリ親屬ニ通知スヘシ

刑事被告人死亡シ又ハ囚人及懲治人ニシテ裁判所ノ訊問中ニ係ル者死亡シタルトキハ之ヲ其裁判所ニ申報スヘシ

第七十八條 在監人病死シタルトキハ醫師ノ診案ニ據リ病症及其因由並ニ死亡ノ年月日時ヲ名籍簿ニ記載スヘシ若シ變死シタルトキハ醫師ノ

檢案ニ據リ死亡ノ因由及其年月日場所死狀等ヲ名籍簿ニ詳記スヘシ

第七十九條 死者ノ親屬若クハ故舊ニ其遺骸ノ下付ヲ許シタルトキハ其

者ヲシテ簿冊ニ署名捺印セシムヘシ

監署ニ於テ遺骸ヲ假葬スルトキハ棺ニ入テ之ヲ埋メ其上ニ面三寸長三

尺五寸ニ過キサル氏名標ヲ建ツヘシ

第八十條 在監人ノ遺骸ハ假葬シタル後ト雖下付ヲ請フ者アルトキハ之

ヲ許ス

第八十一條 在監人死亡シ監署ニ領置ノ貨物アルトキハ親屬ニ下付ス刑

死者ノ貨物モ亦同シ

親屬遠地ニ在テ物品ヲ送付スルニ入費ヲ要スルモノハ其物品ヲ販賣シ

テ代價ヲ遞送スルコトヲ得但遞送費ハ親屬ノ自辨トス

第八十二條 假葬シタル死亡者刑死者ノ遺骸ニシテ滿三箇年ニ至ルモ引

取人ナキトキハ更ニ合葬スルコトヲ得但合葬シタルトキハ其墓標ニ石

第六章 書信及接見

第八十三條 在監人ヨリ發スル信書ハ書信紙ヲ用ヒシメ典獄之ヲ封緘遞

送スルモノトス但郵便稅ハ自辨トス

第八十四條 官司ノ訊問ニ由テ發信ヲ要スルニ當リ郵便稅ヲ自辨スルコ

ト能ハサルトキハ監獄費ヲ以テ支辨スヘシ

第八十五條 信書ヲ檢閱スルハ先ツ直行順讀シ次ニ逆讀斜讀又ハ橫讀シ

不正不良ノ文意アルヤ否ヲ詳查スヘシ

第八十六條 在監人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄其氏名身分住所

職業及緣由ヲ詳悉シタル上之ヲ許スモノトス

接見ノ時間ハ三十分時ヲ過クルヲ得ス但死刑ノ執行以前及集治監又ハ

假留監ニ押送以前ニ係ル囚人ニハ特ニ一時間ノ接見ヲ許スコトヲ得

接見ヲ許シタル者若シ接見ヲ請ヒシ旨趣ニ違フ談話ヲ爲シタルカ又ハ

姿貌其他形狀等ヲ以テ相通スルノ形跡アルトキハ之ヲ停止スヘシ

接見ノ際ハ在監人男子ニ係ルトキハ看守長看守立會女子ニ係ルトキハ

看守長女監取締立會フヘシ

第八十七條 辨護人トノ接見ハ接見室ニ於テノ談話ニテ事實ヲ盡シ難キ

トキニ限り訊問所ニ於テ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第八十八條 在監人接見ノ時限ハ午前八時ヨリ午後四時迄ノ間トス

第七章 差入品

第八十九條

刑事被告人ニ差入ルヘキ飲食物ハ酒及烟草ヲ除キ監獄内ニ於テ炊烹ヲ要セサルモノニシテ一日三回一人一食ノ量ニ限ル

第九十條

總テ差入品ハ看守長立會看守ニ於テ之ヲ検査シ毒氣酒氣又ハ包藏物其他通謀ノ媒介トナルモノナキヤ否ヲ精檢スヘシ但飲食物ノ検査ニハ醫師ヲシテ立會ハシムヘシ

第九十一條

検査ノ爲メ解縫シタル衣類臥具アルトキハ監獄ニ於テ之ヲ原形ニ復スヘシ

第九十二條

免幽閉ヲ受ケタル者親屬故舊ヨリ金錢衣服家具等ノ寄贈ヲ受ケタルトキハ其旨ヲ典獄ニ申告セシムヘシ

第八章 教誨

第九十三條

教誨ハ免役日又ハ日曜日午後又ハ平日罷役後又ハ休役間ニ於テ之ヲ行フヘシ

第九十四條

免役日及日曜日ノ教誨ハ教誨堂ニ於テシ休役間又ハ罷役後ノ教誨ハ被教誨者ノ居所ニ就キ之ヲ爲スモノトス

第九章 賞譽

第九十五條

監獄則ニ依リ賞譽セシ者ニ與フル賞表ニハ曲尺方二寸ノ淺葱色ノ布ヲ用ヒ賞譽セシ毎ニ之ヲ與ヘ上衣ノ左袖肩臂間ノ表面ニ縫著スルモノトス

第九十六條

賞表ヲ有スル者ニハ左ノ優遇ヲ爲スモノトス

一

第五十八條ニ定メタル衣類雜具ハ成ルヘク良品ヲ貸與ス

二

書信ハ一箇月ニ二通二次之ヲ爲スコトヲ許ス

三

入浴ハ尋常四人ニ先キタシムルコトアルヘシ

四

賞表二箇以上ヲ有スル者ニハ仍ホ作業ノ勞働稍輕キモノヲ課シ且飯米ノ割合ヲ十分ノ五ニ増加ス

五

賞表三箇以上ヲ有スル者ニハ仍ホ將來生計ノ爲メ作業ノ變換ヲ請ハシムルコトヲ得

六

賞表一箇ヲ得タル者ニハ監獄則第二十八條ニ定メタル外菜ヲ一週ニ一回其二箇ヲ得タル者ニハ二回其三箇以上ヲ得タル者ニハ三回増給ス其價ハ一回一錢ニ過クルコトヲ得ス

第九十七條

囚人及懲治人左ニ掲ケタル所爲アルトキハ金二十五錢以下ヲ以テ之ヲ賞與スルコトヲ得但賞表ヲ與フルノ限ニ在ラス

一

在監ノ人逃走セントスル者ヲ密告シタルトキ

二

人命ヲ救援シ及逃走者ヲ捕得シタルトキ

三

監獄ニ係ル水火風災ヲ防禦シタルトキ

第九十八條

刑事被告人ニシテ前條ノ所爲アルトキハ之ヲ錄シテ所屬長官ニ申報シ仍ホ當該裁判官ノ參考ニ供スヘシ

第十章 懲罰

第九十九條

減食受罰者ハ其罰期中別房ニ入レ置クヘシ

第百條 懲罰ヲ受ケタル者ノ居房ハ其罰期終ルモ仍ホ懲罰ヲ受ケサル者ト別異スヘシ但改悛ノ情著シキトキハ合居セシムルコトヲ得

第百一條 犯則者ニシテ事未タ發覺セザル前ニ於テ司獄官吏ニ自首シタルトキハ其懲罰ヲ全免又ハ減輕スルコトヲ得

數犯俱發シタルトキハ一ノ重キニ從ヒ處罰スヘシ

第百二條 懲罰ニ處セラレタル者裁判事件ニテ出廷スルトキハ當日ニ限リ其執行ヲ中止スヘシ但中止中經過セシ日數ハ懲罰期限ニ算入スヘカラス

第百三條 兩脚ニ鈇ヲ施ス者改悛ノ狀願ハレ其施鈇期限ノ半ヲ經過シタルトキハ一脚ノ鈇ハ免除スルコトヲ得

第百四條 鈇ヲ施シタル者改悛ノ狀最モ顯著ニシテ其施鈇期限ノ四分ノ三ヲ經過シタルトキハ假ニ其鈇ヲ免除スルコトヲ得

第百五條 假ニ鈇ヲ免除シタル者其罰期內更ニ懲罰ヲ受クルトキハ直ニ之ヲ復シ其假免中經過セシ日數ハ施鈇期限ニ算入スヘカラス

第百六條 懲罰ニ處シタル者アルトキハ典獄若クハ看守長時々其動靜ヲ觀察シ教誨師ヲシテ之ヲ問ハシムヘシ

附則
此細則ニ於テ市町村長トアルモノ市町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ戶長之ニ當ルヘシ

在監人動作時限表

月名	時間	起	床	監房掃除	就	役	午	飯	能	役	還	房	就	履	合	服	役	計
一月	前六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時
二月	前六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時
三月	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分
四月	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時
五月	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時
六月	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時
七月	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時	四時
八月	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分	四時三十分
九月	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時
十月	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分	五時三十分
十一月	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時	六時
十二月	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分	六時三十分

備考
一 就役能役及選房ノ時間ヲ除クノ外ハ囚人ニシテ服役セサル者懲治人及刑事被告人ニモ亦本表ニ適用ス
二 炊事又ハ病者ノ看護ニ従事スル囚人並ニ病者ノ起床及就寢時間ハ本表ニ依ルノ限リニ在ラス

○囚人護送手續明治十五年二月
第十號達

明治六年^{十一月} 第三百九拾壹號并同十年^{七月} 第四拾九號ヲ以テ囚人送護規

則及ヒ遞傳方相達置候處今般更ニ別冊ノ通囚人護送遞傳方改正シ本年

七月一日ヨリ施行候條從前達中矛盾ノ廉ハ同日限廢止ス此旨相達候

事

(別冊)

囚人護送手續

第一條 甲廳ヨリ乙廳又ハ集治監ヘ送移スル囚人ハ囚籍及ヒ處刑宣告

書所持ノ物品ヲ併セ沿道警察本分署ニ於テ遞傳護送スヘシ

但一府縣管内本支監獄ノ間ニ護送スル囚人モ其距離拾里以外ニ至

ルモノハ本文ニ準スルヲ得

第二條 新タニ就捕セシ犯罪人及ヒ諸令狀ニ據リ引致スル刑事被告人

又ハ脱走ノ軍人軍屬ノ遞傳護送ヲ要スル者モ前條ノ手續ニ準スヘシ

但入監後糾問等ノ爲メ所在ノ法衙ニ往復スルハ本條ノ限ニ在ラス

第三條 第一條第二條ノ護送ニ付スル囚人ノ員數及ヒ發出日時ハ其當

該官吏ヨリ前以テ沿道警察本分署ヘ遞報スヘシ

第四條 護送囚人ノ數ハ一行拾名以下トス護送警吏及ヒ繩取ノ人員ハ

適宜タルヘシ

但便利海路ニヨルトキハ適宜囚人ヲ増加スルヲ得

第五條 遞傳護送ハ日出ヨリ日没マテヲ限トス

第六條 警察本分署ニ於テハ護送囚人ノ郷貫氏名刑名又ハ犯罪見込書

ノ要領及ヒ着發日時ヲ記載シ置クヘシ

第七條 護送ノ囚人ハ沿道警察本分署ニ宿セシムヘシ若シ支障アルト

キハ該地戸長ニ照會シ宿所ヲ定メ適宜取締ヲナスヘシ

第八條 護送途中囚人病發スルトキハ沿道警察本分署ニ付シ治療スヘシ若シ死去スルトキハ該地戸長ニ埋葬ヲ囑シ引取人アル者醫師ニ死去證書ヲ作ラシメ戸長及ヒ護送警吏連印シ書類物品ヲ併セ送達スヘキ衙署ニ遞付シ仍ホ發出衙署ニ報知スヘシ

第九條 護送途中囚人逃亡スルトキハ先ツ緝捕方ヲ最寄警察本分署ニ報告シ仍ホ發出衙署及ヒ送達スヘキ衙署へ報告スヘシ

但第八條及ヒ本文ノ手續ヲ爲スタメ他囚護送ヲ遲緩ス可ラス若シ速ニ手續ヲ了シ難キ場合ハ最寄警察本分署ノ助力ヲ請フコトヲ得

第十條 遞傳護送スル警察官吏ノ旅費ハ都テ沿道地方ノ警察費ヲ以テ支辨スヘシ

但繩取ノ雇給ハ第十一條第十二條ノ區別ニ依リ囚人ニ屬スル費用中ニテ支辨スヘシ

第十四年第十七
類ニ屬スル第六
類ニ屬スル第六

第十一條 第一條ニ掲クル囚徒ニ屬スル護送中ノ費用ハ明治十四年第九拾七號布告ニ依リ區分シ集治監ニ送ルトキハ沿道府縣ノ仕拂ヲ立テ其他ハ出發府縣ノ監獄費ヨリ支拂フヘシ

第十二條 第二條ニ掲クル各犯人ニ屬スル護送中ノ費用ハ沿道地方警察費ヲ以テ支辨スヘシ

第十三條 護送囚人死歿シ取引人ナキモ其所持金錢物品埋葬費ニアル足ルモノ者及陸軍隊付下士卒海軍下士卒ノ埋葬費ハ第十一條第十二條支辨ノ限ニアラス尤モ其費額ハ都テ拾圓以内タルヘシ但下士卒ノ分ハ追テ陸軍省海軍省ヨリ各自ニ拂戻スヘシ(十五年第六十八號) 達ヲ以テ本條改正

第十四條 遞傳ニ係ル囚人犯罪人ノ賄費額ハ警察本分署ニ於テハ都テ拘留人ノ例ニ依ルヘシ他ニ宿泊セシムルトキハ一宿ニ賄臥具點燈手數料ヲ合セテ金貳拾五錢以下一晝食金七錢以下藥價診察料等ハ實費支辨スヘシ

○沖繩縣人徒流刑ニ處セラレタルモノノ發配及取扱方明治十六年一月
第四號達
沖繩縣人民ニ限リ徒刑流刑ニ處セラレタルモノハ同縣下八重山島ニ發配スルヲ得ヘシ此旨相達候事
但囚人取扱方ハ舊慣ニ因リ「沖繩縣令」之ヲ管理スヘシ

○逃亡犯罪人引渡條例明治二十年八月
勅令第四十二號

朕逃亡犯罪人引渡條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

逃亡犯罪人引渡條例

第一條 本條例ニ於テ締約國ト稱スルハ既ニ帝國ト犯罪人引渡條約ヲ締結シ若クハ今後締結スル外國ヲ謂フ
引渡犯罪ト稱スルハ外國ト締結シタル犯罪人引渡條約ニ掲クル犯罪ヲ謂

フ

逃亡犯罪人ト稱スルハ締約國ノ管轄内ニ於テ犯シタル引渡犯罪ニ付告訴告發ヲ受ケ若クハ有罪ノ宣告ヲ受ケタル帝國臣民外ノ人ニシテ帝國ノ管轄内ニ逃避シタル者又ハ逃避シタルノ嫌疑若クハ逃避セントスルノ嫌疑アル者ヲ謂フ但左ノ場合ニ於テハ帝國臣民ヲ包含ス

一 帝國ト請求國トノ犯罪人引渡條約ニ交互其臣民ノ引渡ヲ爲スヘキ條款アルトキ

二 犯罪人引渡條約ニ交互ノ任意ヲ以テ其臣民ノ引渡請求ニ應スルコトアルヘキ旨ノ條款アリ且請求國ニ於テ同様ノ場合ニハ自國ノ臣民ヲ引渡スヘキ旨ヲ申出テタルトキ

第二條 締約國ヨリ逃亡犯罪人ノ引渡請求アリ之カ引渡ノ目的ヲ以テ其手續ヲ爲ストキハ本條例ニ定ムル所ノ條款ニ據ルヘキモノトス

第三條 左ノ場合ニ於テハ逃亡犯罪人ヲ引渡スコトヲ得ス

一 引渡ノ請求ニ係ル者ノ所犯政事上ノ犯罪ナルトキ
 二 引渡ノ請求ハ實際政事上ノ犯罪ニ付審問シ若クハ處刑セントスルノ
 目的ニ出テタル旨ヲ本人ニ於テ證明シタルトキ

第四條 逃亡犯罪人其引渡請求ニ係ル犯罪外ノ事件ニ付帝國內ニ於テ告訴
 告發ヲ受ケ又ハ處刑中ナルトキハ無罪又ハ刑期滿限若クハ其他ノ事由ニ
 因リ釋放セラレタル後ニアラサレハ之ヲ引渡スコトヲ得ス

第五條 帝國ト外國ト犯罪人引渡條約ヲ締結シタルトキハ逃亡犯罪人ノ犯
 時其締約以前ニ係ルト雖モ該締約國ノ請求ニ應シ其引渡ヲ爲スコトアル
 ヘシ

第六條 引渡犯罪ニ付帝國裁判所ニ於テ締約國裁判所ト均シク裁判權ヲ有
 スト雖モ若シ司法大臣ノ意見ニ於テ其審判ヲ便ナラシメンカ爲メ逃亡犯
 罪人ノ引渡ヲ可トスルトキハ之ヲ引渡スコトアルヘシ

第七條 本條例ニ據リ發シタル總テノ逮捕狀ハ帝國內何レノ地ニ於テモ効

カアルモノトス

第八條 一逃亡犯罪人ヲ二國以上ノ締約國ヨリ各其國ニ於テ犯シタル罪ノ
 爲メ引渡請求ヲ爲シタルトキハ最初請求ヲ爲シタル國ニ之ヲ引渡スヘ
 シ

但其請求ヲ爲シタル締約國間ニ特別ノ約束若クハ協議アル場合ハ此限ニ
 在ラス

第九條 司法大臣ハ外務大臣ノ請求ニ依リ一名若クハ二名以上ノ上席檢事
 ニ命シ逃亡犯罪人ヲ假ニ逮捕スル爲メ附錄第一號書式ニ依リ假逮捕狀ヲ
 發セシムルコトヲ得

外務大臣ハ締約國ヨリ相當ノ順序ヲ經由シ書面又ハ電信ヲ以テ逃亡犯
 罪人ヲ逮捕スル爲メ既ニ逮捕狀ヲ發シタルコトノ通知ト其引渡ハ正式
 ニ依リ請求スヘキ旨ノ保證トニ接シタル後ニ限リ本條ノ請求ヲ爲スヘ
 シ

第十條 假逮捕狀ニ據リ逃亡犯罪人ヲ逮捕シタル場合ニ於テ二月ヲ過キサル相當ノ期限内ニ其引渡ノ請求ナキトキハ之ヲ釋放スヘシ但此場合ニ於テ逮捕シタル者ヲ釋放スルモ再ヒ之ヲ逮捕シ及引渡スコトヲ妨ケサルモノトス

假逮捕狀ニ據リ逮捕シタル者ノ引渡請求アリタルトキハ更ニ附錄第二號書式ノ逮捕狀ヲ發シ假逮捕狀ト交換スヘシ

第十一條 第九條ニ定メタル例外ノ場合ヲ除クノ外ハ引渡請求ヲ爲シタル國トノ條約ニ定メタル相當ノ順序ヲ經由シ左ノ書類ヲ添ヘ引渡ノ請求アリタル後ニアラサレハ何人ヲモ引渡ノ目的ヲ以テ逮捕スルコトヲ得ス
一 告訴發テ受ケタル者ノ場合ニ於テハ其所犯ニ付訴アリタル國ノ相當官更ニ於テ發シタリト認メ得ヘキ逮捕狀ノ公寫及該逮捕狀ヲ發スルノ根據ト爲リタル口供書若クハ陳述書ノ公寫
二 有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ其宣告ヲ爲シタル裁判所ノ

證印アル宣告書ノ寫

第十二條 外務大臣引渡請求書ニ接シ犯罪人引渡條約ノ條款ニ適合シタリト思量スルトキハ該請求書ニ其關係書類ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ送付スヘシ
司法大臣本條ノ請求ニ接シ妥當ノ事由アル請求ト思量スルトキハ逃亡犯罪人ノ所在又ハ其到着スヘシト認ムル地ノ上席檢事ニ命シ逮捕狀ヲ發セシムヘシ

第十三條 上席檢事前條ニ掲ケタル司法大臣ノ命令ニ接シタルトキハ附錄第二號書式ニ依リ逮捕狀ヲ發スヘシ

第十四條 請求ニ係ル逃亡犯罪人ヲ逮捕シ若クハ假逮捕シタルトキハ其逮捕狀ヲ發シタル上席檢事又ハ之ヲ逮捕シタル地ノ上席檢事ニ引渡スヘシ
上席檢事ハ逃亡犯罪人逮捕ノ顛末ヲ直ニ司法大臣ニ具申スヘシ

司法大臣上席検事ノ具申ニ接シタルトキ引渡請求書アレハ其寫及附屬書類ヲ速ニ該検事ニ送付スヘシ但被告人ヲ釋放スヘキノ命令ヲ發スルトキハ此手續ヲ爲スニ及ハス

第十五條 告訴發テ受ケタル者ノ場合ニ於テハ上席検事ハ速ニ之ヲ訊問シ其人違ナキコト及引渡請求書ニ附屬セル書類ノ確實公正ナルコトヲ認定スヘシ但上席検事該書類ノミニテハ證據不充分ナリト認ムルトキハ仍ホ被告人ノ犯罪ニ對スル證據ヲ取ルコトヲ得

有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ上席検事ハ速ニ之ヲ訊問シ其人違ナキコト及其引渡ヲ請求シタル締約國ノ相當裁判所ニ於テ宣告ヲ爲シタルノ確實ナルコトヲ認定スヘシ

第十六條 上席検事被告人ノ訊問ヲ終了シタルトキハ訊問書ニ其處分方ニ關スル意見書ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ具申スヘシ但上席検事ハ之ト共ニ引渡請求書寫及附屬書類ヲ返却スヘシ

司法大臣該検事ノ具申ニ接シタルトキハ附錄第三號書式ニ依リ引渡狀ヲ發スルカ又ハ逮捕シタル者ヲ釋放スヘシ

第十七條 逃亡犯罪人ハ逮捕狀ニ據リ逮捕セラレタル後二月以上留置セラ
ル、コトナカルヘシ

第十八條 司法大臣ハ左ノ場合ニ限り引渡狀ヲ發スルコトヲ得

一 引渡犯罪ニ付告訴發テ受ケタル者ノ場合ニ於テハ若シ其告訴發
テ受ケタル罪ヲ帝國内ニ於テ犯シタルモノトセハ帝國ノ法律ニ據
リ被告人ヲ審判ニ付スルニ充分ナル犯罪ノ證據アリト認メタルト
キ

二 有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ノ場合ニ於テハ相當裁判所ニ於テ其宣告ヲ
爲シタルコトヲ認メタルトキ

第十九條 闕席裁判ニ由リ有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ其引渡ヲ請求シタル
締約國トノ間ニ特別ノ約款アルニ非サレハ本條例ニ於テハ之ヲ告訴發

ヲ受ケタル者ト爲シ有罪ノ宣告ヲ受ケタル者ト認メス

第二十條 逮捕シタル者ヲ釋放シ又ハ其引渡ノ爲メ引渡狀ヲ發シタルトキハ司法大臣ハ引渡請求書及附屬書類ニ其執行シタル手續及其理由ノ略記ヲ添ヘ之ヲ外務大臣ニ返付スヘシ

第二十一條 引渡狀ヲ發シタル後何人ヲモ一月以上留置スルコトヲ得ス但此期限内ニ之ヲ帝國外ニ引取ラサルトキハ請求國相當官吏ニ於テ正當ノ事由ヲ示スニアラサレハ釋放スヘシ

第二十二條 逃亡犯罪人ヲ引渡ストキハ其逮捕ノ際差押ヘタル本人ノ携帶品ハ正當ノ理由アルニアラサレハ其引渡ノ節本人ト共ニ悉ク之ヲ交付スヘシ

第二十三條 司法大臣ハ外務大臣ノ請求ニ依リ一外國ヨリ他ノ外國ニ引渡シタル者ノ帝國內海陸ノ通行ヲ認可スルコトヲ得
本條ノ請求ハ引渡ヲ受クヘキ國ノ政府ヨリ引渡狀ノ公寫ヲ添ヘ相當ノ順

序ヲ經由シタル照會書ヲ外務大臣ニ於テ受領シタルトキニ限ル但帝國ト請求國トノ間ニ特別ノ約款ナキトキハ該照會書ノ外仍ホ請求國ノ政府ニ於テ之ト同一ノ場合即チ第三國ヨリ帝國ニ逃亡犯罪人ヲ引渡シタル場合ニ該請求國內海陸ノ通行ヲ均シク認可スヘキノ保證ヲ爲シタル時ニ限ル
(附録書式略之)

○裁判所構成法明治二十三年二月法律第六號

沿革略記

明治二年七月八日大中少判事大中少解部ヲ置ク○四年八月十日官制ヲ改メ更ニ大中少判事大中少解部ノ官等ヲ定ム○同年十月廿四日判事解部ノ等級ヲ改ム○同年十二月二十六日司法省中ニ東京裁判所ヲ置ク○五年二月三日東京開市場裁判所ヲ設ク○同年八月第二十八號ヲ以テ裁判所ヲ區分シテ臨時裁判所司法

省裁判所出張裁判所府縣裁判所各區裁判所ノ五種トシ司法省裁判所以下ノ職制ヲ定ム○八年五月第七十三號布告ヲ以テ正權大中小判事及解部ヲ廢シ更ニ一等判事ヨリ七等判事マテ一級判事補ヨリ四級判事補マテ置キ官等ヲ定ム○同年四月第五十九號布告ヲ以テ大審院ヲ置ク○同年五月第九十一號布告ヲ以テ大審院諸裁判所職制章程並巡回裁判規則判事職制通則ヲ定ム○同年同月第九十二號布告ヲ以テ上等裁判所ヲ東京大阪長崎福岡ノ四ヶ所ニ置キ全國ヲ四區ニ分チ東京上等裁判所以下ノ四上等裁判所ヲシテ管轄セシム○同年八月第七號布告ヲ以テ福島上等裁判所ヲ宮城ニ移ス○九年一月十七日府縣裁判所判事長ノ等級ヲ廢ス○同年四月司法省第四十七號達ヲ以テ糾問判事職務假規則ヲ設ク○同年九月第十四號布告ヲ以テ府縣裁判所ヲ改テ地方裁判所ヲ二十三ヶ所ニ置キ全國ヲ二十三區ニ分チ之ヲ管轄セシム尋テ第六十五號ヲ以テ各上等裁判所管轄ヲ更定ス○同年同月司法省第六十六號達ヲ以テ各裁判所ヲ置キ區裁判所假規則ヲ設ク○十年二月第十九號布告ヲ以テ大審院諸裁判所職制章程ヲ改定シ巡回裁判規則并判事職制通則ヲ廢ス○同年五月司法省第十號達ヲ以テ糾問判事職務假規則第五章中ヲ改ム○同年六月第四十六號達ヲ以テ一等判事以下四級判事補マテヲ廢シ更ニ判事判事補ヲ置キ官等俸給ヲ定メ第四十七號

達ヲ以テ大審院諸裁判所大中小屬ヲ廢シ更ニ屬官十等ヲ置キ官等月俸ヲ定ム○同年七月第五十四號達ヲ以テ判事ノ等級ヲ廢ス○同年十二月第七十三號布告ヲ以テ琉球藩ヲ大阪上等裁判所ノ管轄トス○十一年九月第二十三號布告ヲ以テ札幌裁判所ヲ置キ宮城上等裁判所ノ管轄トス○十二年五月第十七號布告ヲ以テ小笠原島ヲ東京上等裁判所ノ管轄トス○十三年七月第三十七號布告ヲ以テ治罪法制定ニヨリ刑事裁判所ヲ高等法院大審院重罪裁判所控訴裁判所輕罪裁判所遠警罪裁判所ノ制ト爲ス○同年八月司法省第十七號達ヲ以テ區裁判所假規則第八條ニ但書ヲ追加ス○十四年十月六日上等裁判所地方裁判所ノ制ヲ廢シ更ニ全國ニ控訴裁判所七ヶ所始審裁判所九ヶ所治安裁判所百八十ヶ所ヲ置キ各裁判所ノ管轄區畫ヲ定ム○同年同月第五十六號布告ヲ以テ小笠原島裁判事務ヲ當分東京府出張所ニ屬シ東京控訴裁判所ノ管轄トシ第五十七號布告ヲ以テ伊豆七島裁判事務中民事百圓以下勸解並ニ違警罪ヲ當分該島吏ニ委任シ其他東京始審裁判所ノ管轄トス○同年同月第九十二號達ヲ以テ大審院裁判所諸屬ヲ廢シ更ニ書記ヲ置ク○同年十二月第七十六號布告ヲ以テ始審裁判所七ヶ所ヲ廢シ重罪裁判所ノ管轄區畫ヲ定メ第七十九號布告ヲ以テ北海道及沖繩縣裁判事務ヲ其官廳ニ屬シ北海道ハ函館控訴裁判所沖繩縣ハ長崎控訴裁判所ノ管轄

トス〇十五年三月第十八號布告ヲ以テ從前ノ治安裁判所三所ヲ廢シ更ニ治安裁判所三所ヲ置ク〇同年六月第二十八號布告ヲ以テ始審裁判所二所ヲ増置シ治安裁判所四所ヲ廢シ更ニ七所ヲ置ク〇同年十二月第七十一號布告ヲ以テ治安裁判所五所ヲ廢ス〇十六年一月第二號布告ヲ以テ始審裁判所本廳四十九所ヲ廢シ支廳四十七所ヲ置キ治安裁判所三所ヲ増置ス〇十九年五月勅令第四十號ヲ以テ裁判所官制ヲ定ム〇二十年十二月勅令第六十二號ヲ以テ裁判所官制第二條及第二十三條ヲ改正ス〇二十三年二月法律第六號ヲ以テ裁判所構成法ヲ定ム

朕裁判所構成法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム此ノ法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

裁判所構成法目次

- 第一編 裁判所及檢事局
 - 第一章 總則
 - 第二章 區裁判所
 - 第三章 地方裁判所

- 第四章 控訴院
- 第五章 大審院

第二編 裁判所及檢事局ノ官吏

- 第一章 判事又ハ檢事ニ任セララル、ニ必要ナル準備及資格
 - 第二章 判事
 - 第三章 檢事
 - 第四章 裁判所書記
 - 第五章 執達吏
 - 第六章 廷丁
- 第三編 司法事務ノ取扱
- 第一章 開廷
 - 第二章 裁判所ノ用語
 - 第三章 裁判ノ評議及言渡

第四章 裁判所及検事局ノ事務章程

第五章 司法年度及休暇

第六章 法律上ノ共助

第四編 司法行政ノ職務及監督權

裁判所構成法

第一編 裁判所及検事局

第一章 總則

第一條 左ノ裁判所ヲ通常裁判所トス

第一 區裁判所

第二 地方裁判所

第三 控訴院

第四 大審院

第二條 通常裁判所ニ於テハ民事刑事ヲ裁判スルモノトス但シ法律ヲ以テ

特別裁判所ノ管轄ニ屬セシメタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三條 地方裁判所控訴院及大審院ヲ合議裁判所トシ數人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ總テノ事件ヲ審問裁判ス但シ訴訟法又ハ特別法ニ別段規定シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條 裁判所ノ設立廢止及管轄區域竝ニ其ノ變更ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 各裁判所ニ相應ナル員數ノ判事ヲ置ク

第六條 各裁判所ニ検事局ヲ附置ス検事ハ刑事ニ付公訴ヲ起シ其ノ取扱上必要ナル手續ヲ爲シ法律ノ正當ナル適用ヲ請求シ及判決ノ適當ニ執行セラル、ヤチ監視シ又民事ニ於テモ必要ナリト認ムルトキハ通知ヲ求メ其ノ意見ヲ述フルコトヲ得又裁判所ニ屬シ若ハ之ニ關ル司法及行政事件ニ付公益ノ代表者トシテ法律上其ノ職權ニ屬スル監督事務ヲ行フ
検事ハ裁判所ニ對シ獨立シテ其ノ事務ヲ行フ
検事局ノ管轄區域ハ其ノ附置セラレタル裁判所ノ管轄區域ニ同シ

若一人ノ檢事若ハ數人ノ檢事悉ク差支アリテ或ル事件ヲ取扱フコトヲ得サルトキハ裁判所長又ハ區裁判所ニ於テ判事若ハ監督判事ハ其ノ事件猶豫スヘカラサルニ於テハ判事ニ檢事ノ代理ヲ命シ其ノ事件ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第七條 檢事局ニ相應ナル員數ノ檢事ヲ置ク

第八條 各裁判所ニ書記課ヲ設ク書記課ハ往復會計記錄其ノ他此ノ法律又ハ他ノ法律ニ特定シタル事務ヲ取扱フ

裁判所ニ附置セラレタル檢事局ニ於テ前項ノ如キ事務ヲ取扱フ爲必要ナリト認メタルトキニ限り別ニ書記課ヲ設クルコトヲ得但シ合議裁判所ノ檢事局ニ限ル

司法大臣ハ裁判所ノ會計事務ヲ專任スル爲特別官吏ヲ裁判所ニ置クコトヲ得

第九條 區裁判所ニ執達吏ヲ置ク執達吏ハ裁判所ヨリ發スル文書ヲ送達シ

及裁判所ノ裁判ヲ執行ス

前項ノ外執達吏ハ此ノ法律又ハ他ノ法律ニ定メタル特別ノ職務ヲ行フ

第十條 法律ヲ以テ特定シタルモノヲ除ク外左ノ場合ニ於テ適當ノ申請アルトキハ關係アル各裁判所ヲ併セテ之ヲ管轄スル直近上級ノ裁判所ハ何レノ裁判所ニ於テ本件ヲ裁判スルノ權アルヤヲ裁判ス

第一 權限アル裁判所ニ於テ法律上ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ裁判權ヲ行フコトヲ得ス且此ノ法律第十三條ニ依リ之ニ代ルヘキコトヲ定メラレタル裁判所モ亦之ヲ行フコトヲ得サルトキ

第二 裁判所管轄區域ノ境界明確ナラサルカ爲其ノ權限ニ付疑ヲ生シタルトキ

第三 法律ニ從ヒ又ハ二以上ノ確定判決ニ因リ二以上ノ裁判所裁判權ヲ互有スルトキ

第四 二以上ノ裁判所權限ヲ有セストノ確定判決ヲ爲シ又ハ權限ヲ有

セストノ確定判決ヲ受ケタルモ其ノ裁判所ノ一ニ於テ裁判權ヲ行フ
ヘキコト

六百十

第二章 區裁判所

第十一條 區裁判所ノ裁判權ハ單獨判事之ヲ行フ

判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ司法大臣ノ定メタル通則ニ從
ヒ其ノ裁判事務ヲ各判事ニ分配ス

此ノ事務分配ハ毎年地方裁判所長前以テ之ヲ定ム

區裁判所判事ノ取扱ヒタル事ハ裁判事務分配上其ノ事他ノ判事ニ屬シタ
リトノ事實ノミニ因リ其ノ効力ヲ失フコトナシ

判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ司法大臣ハ其ノ一人ヲ監督判
事トシ之ニ其ノ行政事務ヲ委任ス

第十二條 事務分配一タヒ定マリタルトキハ司法年度中之ヲ變更セス但シ
一人ノ判事ノ分擔多キニ過キ又ハ判事轉退シ又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因

リ久ク闕勤スル者アル等引續キ差支ヲ生シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 區裁判所ノ判事差支アルトキハ毎年地方裁判所長ノ前以テ定メ
タル順序ニ從ヒ互ニ相代理ス但シ監督判事ノ職務ハ其ノ裁判所ノ判事官
等ノ順序ニ從ヒ之ヲ代理ス

一ノ區裁判所ニ於テ法律上ノ理由若ハ特別ノ事情ニ因リ事務ヲ取扱フコ
トヲ得サルトキ之ニ代ルヘキ他ノ區裁判所ハ前項ニ同ク毎年以前以テ之ヲ
定ム

第十四條 區裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ反訴
ニ關リテハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ依ル

第一 百圓ヲ超過セサル金額又ハ價額百圓ヲ超過セサル物ニ關ル請求
第二 價額ニ拘ラス左ノ訴訟

(イ) 住家其ノ他ノ建物又ハ其ノ或ル部分ノ受取明渡使用占據若ハ修
繕ニ關リ又ハ賃借人ノ家具若ハ所持品ヲ賃貸人ノ差押ヘタルコ

トニ關リ賃貸人ト賃借人トノ間ニ起リタル訴訟

(ロ) 不動産ノ經界ノミニ關ル訴訟

(ハ) 占有ノミニ關ル訴訟

(三) 雇主ト雇人トノ間ニ雇期限一年以下ノ契約ニ關リ起リタル訴訟

(ホ) 左ニ掲ケタル事項ニ付旅人ト旅店若ハ飲食店ノ主人トノ間ニ又

ハ旅人ト水陸運送人トノ間ニ起リタル訴訟

(一) 賄料又ハ宿料又ハ旅人ノ運送料又ハ之ニ件ヲ手荷物ノ運送料

(二) 旅店若ハ飲食店ノ主人又ハ運送人ニ旅人ヨリ保護ノ爲預ケタル手荷物金錢又ハ有價物

第十五條 區裁判所ハ非訟事件ニ付法律ニ定メタル範圍及方法ニ從ヒ左ノ

事務ヲ取扱フノ權ヲ有ス

第一 未成年者瘋癲者白癡者失踪者其ノ他法律若ハ判決ニ因リ治産ノ

禁ヲ受ケタル者ノ後見人若ハ管財人ヲ監督スル事

第二 不動産及船舶ニ關ル權利關係ヲ登記スル事

第三 商業登記及特許局ニ登録シタル特許意匠及商標ノ登記ヲ爲ス事

第十六條 區裁判所ハ刑事ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 違警罪

第二 本刑五十圓以下ノ罰金ヲ附加シ若ハ附加セサル二月以下ノ禁錮

又ハ單ニ百圓以下ノ罰金ニ該ル輕罪

第三 刑法第二編第一章ヲ除キ其ノ他ノ輕罪ニシテ本刑二百圓以下ノ

罰金ヲ附加シ若ハ附加セサル二年以下ノ禁錮又ハ單ニ三百圓以下ノ

罰金ニ該リ其ノ情第二ニ掲ケタル刑ヨリ更ニ重キ刑ニ處スルコトヲ

要セスト認メ地方裁判所若ハ其ノ支部ノ檢事局ヨリ區裁判所ニ移付

シタルモノ

前項ノ手續ニ因リ訴追ヲ爲シ犯罪ノ證明アリタル場合ニ於テ判決ヲ

爲ス前何時ニテモ其ノ情第二ニ掲ケタル刑ニテハ相當ニ罰スルコト

ヲ得スト認ムルトキハ區裁判所ハ之ヲ裁判スル權限ヲ有セストノ言
渡ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ檢事ハ被告人ヲシテ相當ノ裁判所ニ於テ
裁判ヲ受ケシムル爲適當ノ手續ヲ爲ス

第十七條 前數條ニ掲ケタルモノヲ除ク外區裁判所ノ權限ハ此ノ章ニ掲ケ
タル事件ニ關リ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 各區裁判所ノ檢事局ニ檢事ヲ置ク

區裁判所檢事局ノ檢事ノ事務ハ其ノ地ノ警察官憲兵將校下士又ハ林務官
之ヲ取扱フコトヲ得

司法大臣ハ適當ナル場合ニ於テハ區裁判所判事試補又ハ郡市町村ノ長ヲ
シテ檢事ヲ代理セシムルコトヲ得

第三章 地方裁判所

第十九條 地方裁判所ヲ第一審ノ合議裁判所トス
各地方裁判所ニ一若ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ設ク

第二十條 各地方裁判所ニ地方裁判所長ヲ置ク

地方裁判所長ハ裁判所ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス

地方裁判所ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム

第二十一條 司法大臣ハ毎年各地方裁判所ノ判事一人若ハ二人以上ニ其ノ
裁判所ノ裁判權ニ屬スル刑事ノ豫審ヲ爲スコトヲ命ス

第二十二條 各地方裁判所ノ事務ハ司法大臣ノ定メタル通則ニ從ヒ各部及
各豫審判事ニ之ヲ分配ス

各地方裁判所ノ各部長及部員ノ配置及所長部長部員差支アルトキノ代理
モ亦毎年以前以テ之ヲ定ム

前二項ニ掲ケタル諸件ハ裁判所長部長及部ノ上席判事一人ノ會議ニ於テ
裁判所長會長トナリ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決ス
ル所ニ依ル

地方裁判所長ハ次年自ラ部長トナルヘキ部ヲ指定スヘシ

第二十三條 或ル部ニ於テ著手シタル事務ニシテ司法年度ノ終若ハ休暇ノ始ニ臨ミ未タ終結ニ至ラサルモノハ裁判所長便利ト認ムルトキ同部員ヲシテ引續キ之ヲ結了セシムルコトヲ得

豫審判事ノ取扱フ事務ニシテ未タ終結ニ至ラサルモノモ亦前項ニ同シ
第二十四條 第二十二條ニ從ヒ事務ノ分配及判事ノ配置一タヒ定マリタルトキハ休暇中ヲ除キ一部ノ事務多キニ過キ又ハ判事轉退シ又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ久ク闕勤スル者アル等引續キ差支アルニ非サレハ司法年度中之ヲ變更セス

裁判所ノ事務其ノ現在ノ部ニ過多ナル場合ニ於テ司法大臣適宜ト認ムルトキハ新ニ一部又ハ數部ヲ設クルコトヲ得

第二十五條 地方裁判所ノ判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同裁判所ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ裁判所長ハ其ノ管轄區域内ノ區裁判所判事又ハ豫備判

事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得

第二十六條 地方裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 第一審トシテ

區裁判所ノ權限又ハ第三十八條ニ定メタル控訴院ノ權限ニ屬スルモノヲ除キ其ノ他ノ請求

第二 第二審トシテ

(イ) 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴

(ロ) 區裁判所ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第二十七條 地方裁判所ハ刑事訴訟ニ於テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 第一審トシテ

區裁判所ノ權限竝ニ大審院ノ特別權限ニ屬セサル刑事訴訟

第二 第二審トシテ

(イ) 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴

(口) 區裁判所ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第二十八條 地方裁判所ハ破産事件ニ付一般ノ裁判權ヲ有ス

第二十九條 地方裁判所ハ非訟事件ニ關ル區裁判所ノ決定及命令ニ對シ法律ニ定メタル抗告ニ付裁判權ヲ有ス

第三十條 地方裁判所ノ權限竝ニ其ノ裁判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第三十一條 司法大臣ハ地方裁判所ト其ノ管轄區域内ノ區裁判所ト遠隔ナルカ若ハ交通不便ナルカ爲至當ト認ムルトキハ地方裁判所ニ屬スル民事及刑事ノ事務ノ一部分ヲ取扱フ爲一若ハ二以上ノ支部ノ設置ヲ命スルコトヲ得且支部ヲ開クヘキ區裁判所ヲ定ム

支部ニハ之ヲ設置シタル區裁判所若ハ近隣ノ區裁判所ノ判事ヲ用井ルコトヲ得此ノ場合ニ於テ判事ヲ選用スルノ權ハ司法大臣ニ屬ス
司法大臣ハ支部ニ勤ムヘキ豫審判事及檢事ヲ命ス

司法大臣ハ支部ノ本部タル地方裁判所ノ管轄區域内ノ區裁判所判事ニ豫審判事ヲ命スルコトヲ得

代理ニ關ル第二十五條ハ支部ニモ亦之ヲ適用ス

第三十二條 地方裁判所ニ於テ訴訟法ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ三人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ三人ノ判事申一人ヲ裁判長トス且豫備判事ハ如何ナル事情アルモ二人以上其ノ部ニ列席スルコトヲ得ス其ノ他ノ事件ハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

第三十三條 各地方裁判所ノ檢事局ニ檢事正ヲ置ク檢事正ハ檢事局ノ事務取扱ヲ分配指揮及監督ス但シ檢事局ノ其ノ他ノ檢事ハ事務取扱ニ付何等ノ事件ニ拘ラス特別ノ許可ヲ受ケスシテ檢事正ヲ代理スルノ權ヲ有ス

第四章 控訴院

第三十四條 控訴院ヲ第二審ノ合議裁判所トス

各控訴院ニ一若ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ設ク

第三十五條 各控訴院ニ控訴院長ヲ置ク

控訴院長ハ控訴院ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス
控訴院ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム

第三十六條 事務ノ分配及結了竝ニ判事ノ代理ニ付テハ第二十二條第二十

三條及第二十五條ヲ左ノ變更ヲ以テ控訴院ニ適用ス

第一 前項ニ掲ケタル各條ヲ以テ地方裁判所長ニ與ヘタル權ハ控訴院
長ニモ之ヲ與ヘタルモノトス

第二 控訴院ノ判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同院ノ判
事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認
ムルトキハ之ヲ代理スル判事ヲ出スヘキ旨ヲ控訴院長ヨリ其ノ控訴
院所在地ノ地方裁判所長ニ通知シ其ノ裁判所ノ判事ヲシテ代理ヲ爲
サシムルコトヲ得但シ豫備判事ヲ用井ルコトヲ得ス

第三十七條 控訴院ハ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 地方裁判所ノ第一審判決ニ對スル控訴

第二 區裁判所ノ判決ニ對スル控訴ニ付爲シタル地方裁判所ノ判決ニ
對スル上告

第三 地方裁判所ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第三十八條 皇族ニ對スル民事訴訟ニ付第一審及第二審ノ裁判權ハ東京控
訴院ニ屬ス但シ第一審ノ訴訟手續ニ付テハ地方裁判所ノ第一審手續ヲ適
用ス

第三十九條 控訴院ノ權限竝ニ其ノ裁判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ
法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定マル所ニ依ル

第四十條 控訴院ニ於テ訴訟法ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ五
人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ五人ノ判事一中
人ヲ裁判長トス其ノ他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

第四十一條 第三十八條ノ場合ニ於テ第一審ハ五人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ審問裁判シ第二審ハ特ニ七人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ審問裁判ス其ノ五人又ハ七人ノ判事中一人ヲ裁判長トス

第四十二條 各控訴院ノ檢事局ニ檢事長ヲ置ク

檢事長竝ニ其ノ他ノ檢事ノ職權ニ付テハ第三十三條ヲ適用ス

第五草 大審院

第四十三條 大審院ヲ最高裁判所トス

大審院ニ一若ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ設ク

第四十四條 大審院長ヲ置ク

大審院長ハ大審院ノ一般ノ事務ヲ指揮シ其ノ行政事務ヲ監督ス

大審院ノ各部ニ部長ヲ置ク部長ハ部ノ事務ヲ監督シ其ノ分配ヲ定ム

第四十五條 大審院ノ事務ノ分配竝ニ代理ノ順序ハ毎年部長ト協議シ大審院長前以テ之ヲ定ム

大審院長ハ次年自ラ上席セントスル部ヲ指定スヘシ

大審院ノ判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且同院ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ之ヲ代理スル判事ヲ出スヘキ旨ヲ大審院長ヨリ其ノ所在地ノ控訴院長ニ通知シ其ノ控訴院ノ判事ヲシテ代理ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十六條 大審院長ハ何時ニテモ部長若ハ部員ノ承諾ヲ得テ之ヲ他ノ部ニ轉セシムルコトヲ得

第四十七條 大審院ニ於テ一タヒ定マリタル部ノ組立ヲ變更シタルトキハ現ニ取扱中ノ事務ニ付テハ第二十三條ヲ適用ス

司法年度中事務分配ノ變更ニ付テハ第二十四條ヲ適用ス

第四十八條 大審院ニ於テ裁判ヲ爲スニ當リ法律ノ點ニ付テ表シタル意見ハ其ノ訴訟一切ノ事ニ付下級裁判所ヲ羈束ス

第四十九條 大審院ノ或ル部ニ於テ上告ヲ審問シタル後法律ノ同一ノ點ニ

付會テ一若ハ二以上ノ部ニ於テ爲シタル判決ト相反スル意見アルトキハ其ノ部ハ之ヲ大審院長ニ報告シ大審院長ハ其ノ報告ニ因リ事件ノ性質ニ從ヒ民事ノ總部若ハ刑事ノ總部又ハ民事及刑事ノ總部ヲ聯合シテ之ヲ再ヒ審問シ及裁判スルコトヲ命ス

第五十條 大審院ハ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス

第一 終審トシテ

(イ) 第三十七條第二ニ依リ爲シタル判決及第三十八條ノ第一審ノ判決ニ非サル控訴院ノ判決ニ對スル上告

(ロ) 控訴院ノ決定及命令ニ對スル法律ニ定メタル抗告

第二 第一審ニシテ終審トシテ

刑法第二編第一章及第二章ニ掲ケタル重罪竝ニ皇族ノ犯シタル罪ニシテ禁錮又ハ更ニ重キ刑ニ處スヘキモノ、豫審及裁判

第五十一條 前條第二ニ掲ケタル事件ニ付大審院ハ必要ナリト認ムルトキ

ハ事件ノ審問裁判ヲ爲ス爲控訴院若ハ地方裁判所ニ於テ法廷ヲ開クコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ控訴院判事ヲ以テ部員ニ加フルコトヲ得但シ其ノ半數ニ滿ツルコトヲ得ス

第五十二條 大審院ノ權限竝ニ其ノ裁判權ヲ行フノ範圍及方法ニシテ此ノ法律ニ定メサルモノハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第五十三條 大審院ニ於テ訴訟法ニ依リ法廷ニ於テ審問裁判スヘキ事件ハ七人ノ判事ヲ以テ組立テタル部ニ於テ之ヲ審問裁判ス其ノ七人ノ判事中一人ヲ裁判長トス其ノ他ノ事件ハ訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ判事之ヲ取扱フ

第五十四條 第四十九條ニ定メタル場合ニ於テハ聯合部ノ判事少クトモ三分ノ二列席スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ民事ノ總部若ハ刑事ノ總部聯合スルトキ又ハ民事及刑

事ノ總部聯合スルトキハ總部ノ判事申官等最モ高キ者ヲ部長ト爲ス大審
院長ハ至當ナリト認ムルトキハ自ラ總部ニ長タルノ權ヲ有ス

第五十五條 大審院長ハ第五十條ニ依リ大審院ニ於テ第一審ニシテ終審ヲ
爲スヘキ各別ノ場合ニ付大審院ノ判事ニ豫審ヲ命ス但シ便宜ニ依リ各裁
判所判事ヲシテ豫審ヲ爲サシムルコトヲ得

第五十六條 大審院ノ檢事局ニ檢事總長ヲ置ク

檢事總長竝ニ其ノ他ノ檢事ノ職權ニ付テハ第三十三條ヲ適用ス

第二編 裁判所及檢事局ノ官吏

第一章 判事又ハ檢事ニ任セラル、ニ必要ナル準備及資格

第五十七條 判事又ハ檢事ニ任セラル、ニハ第六十五條ニ掲ケタル場合ヲ
除キ二回ノ競争試験ヲ經ルコトヲ要ス

第五十八條 志願者前條ノ競争試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格竝ニ此ノ試
験ニ關ル細則ハ判事檢事登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第一回試験ニ及第タル者ハ第二回試験ヲ受クルノ前試験トシテ裁判所
及檢事局ニ於テ三年間實地修習ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ修習ニ關ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ定ム

第五十九條 司法大臣ハ試験ノ行狀罷免スルニ足レリト認ムルトキハ何時
ニテモ之ヲ罷免スルコトヲ得此ノ罷免ニ關ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ
定ム

第六十條 一年以上修習ヲ爲シタル試験ハ其ノ修習ヲ現ニ監督スル判事ノ
命アルトキ區裁判所ニ於テ或ル司法事務ヲ取扱フコトヲ得
豫審判事及地方裁判所ノ受命判事モ亦其ノ附屬ノ試験ヲシテ自己ニ代リ
或ル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第六十一條 試験ハ如何ナル場合ニ於テモ左ノ事務ヲ取扱フノ權ヲ有セス
第一 訴訟事件ト非訟事件トニ拘ラス裁判ヲ爲ス事
第二 證據ヲ調フル事但シ前條第二項ノ場合ヲ除ク

第三 登記ヲ爲ス事

第六十二條 第二回ノ競争試験ニ及第シタル試補ハ判事又ハ檢事ニ任セラ
ル、コトヲ得

第六十三條 新任ノ判事又ハ檢事ハ闕位アルトキ之ヲ區裁判所若ハ地方裁
判所ノ判事又ハ區裁判所若ハ地方裁判所ノ檢事局ノ檢事ニ補ス

司法大臣ハ闕位アルマテ新任ノ判事又ハ檢事ニ豫備判事又ハ豫備檢事ト
シテ勤務スルコトヲ命シ之ヲ司法省又ハ區裁判所又ハ地方裁判所又ハ其
ノ裁判所ノ檢事局ニ用ウ

第六十四條 區裁判所又ハ地方裁判所又ハ其ノ檢事局ニ用ヰラレタル豫備
判事又ハ豫備檢事ハ判事又ハ檢事差支アリテ職務ニ從事スルコトヲ得ス
且通常代理ノ規程ニ依リ難キコトアルトキハ第三十二條ノ制限ニ從ヒ司
法大臣ハ之ニ其ノ判事又ハ檢事ヲ代理セシムルコトヲ得
司法大臣ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ判事又ハ其ノ檢事局ノ檢事ニ一時

闕位アル間ハ此ノ法律ノ範圍内ニ於テ豫備判事又ハ豫備檢事ヲ以テ之ヲ
充タスコトヲ得

第六十五條 三年以上帝國大學法科教授若ハ辯護士タル者ハ此ノ章ニ掲ケ
タル試験ヲ經スシテ判事又ハ檢事ニ任セラル、コトヲ得

帝國大學法科卒業生ハ第一回試験ヲ經スシテ試補ヲ命セラル、コトヲ得
第六十六條 左ニ掲ケタル者ハ判事又ハ檢事ニ任セラル、コトヲ得ス

第一 重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯ニシテ復權シタル者ハ此ノ限ニ在
ラス

第二 定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者

第三 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レサル者

第二章 判事

第六十七條 判事ハ勅任又ハ奏任トシ其ノ任官ヲ終身トス

第六十八條 大審院長ハ勅任判事ノ中ヨリ天皇之ヲ補シ各控訴院長及大審

院ノ部長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任判事ノ中ヨリ之ヲ補ス其ノ他ノ判事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第六十九條 五年以上判事タル者又ハ五年以上檢事帝國大學法科教授若ハ辯護士ニシテ判事ニ任セラレシ者ニ非サレハ控訴院判事ニ補セラル、コトヲ得ス

第七十條 十年以上判事タル者又ハ十年以上檢事帝國大學法科教授若ハ辯護士ニシテ判事ニ任セラレシ者ニ非サレハ大審院判事ニ補セラル、コトヲ得ス

第七十一條 第六十九條及第七十條ニ掲ケタル年限ヲ算フルニハ補職ノ時マテ各其ノ條ニ列記シタル職務ノ一ノミニ引續キ從事シタルコトヲ必要トセス

七十二條 判事ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

第一 公然政事ニ關係スル事

第二 政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員トナリ又ハ府縣郡市町村ノ議會ノ議員トナル事

第三 俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就ク事

第四 商業ヲ營ミ又ハ其ノ他行政上ノ命令ヲ以テ禁シタル業務ヲ營ム事

第七十三條 第七十四條及第七十五條ノ場合ヲ除ク外判事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ轉官轉所停職免職又ハ減俸セラル、コトナシ但シ豫備判事タルトキ及補闕ノ必要ナル場合ニ於テ轉所ヲ命セラル、ハ此ノ限ニ在ラス

前項ハ懲戒取調又ハ刑事訴追ノ始若ハ其ノ間ニ於テ法律ノ許ス停職ニ關係アルコトナシ

第七十四條 判事身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ之ニ退職

ヲ命スルコトヲ得

第七十五條 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其ノ判事ヲ補スヘキ闕位ナキトキハ司法大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ闕位ヲ待タシムルノ權ヲ有ス

第七十六條 判事ノ官等俸給及進級ニ關ル規程ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第七十七條 判事ハ退職シタルトキハ恩給法ニ依リ恩給ヲ受ク

第七十八條 判事ノ俸給ハ判事ニ對シ懲戒取調又ハ刑事訴追ヲ始メタルカ故ニ停職シタルニ拘ラス引續キ之ヲ給ス

第三章 檢事

第七十九條 檢事ハ勅任又ハ奏任トス

第七十六條及第七十七條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス

檢事總長及檢事長ノ職ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任檢事ノ中ヨリ之ヲ補ス其ノ他ノ檢事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第八十條 檢事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ之ヲ免職スルコトナシ

第八十一條 檢事ハ如何ナル方法ヲ以テスルモ判事ノ裁判事務ニ干渉シ又ハ裁判事務ヲ取扱フコトヲ得ス

第八十二條 檢事ハ其ノ上官ノ命令ニ從フ

第八十三條 檢事總長檢事長及檢事正ハ其ノ各管轄區域内ノ裁判所ノ檢事ノ職務ノ範圍内ニ在ル事務ヲ自ラ取扱フノ權ヲ有ス

檢事總長檢事長及檢事正ハ其ノ管轄區域内ニ於テ或ル檢事ノ取扱フヘキ事務ヲ他ノ檢事ニ移スノ權ヲ有ス

第八十四條 司法警察官ハ檢事ノ職務上其ノ檢事局管轄區域内ニ於テ發シタル命令及其ノ檢事ノ上官ノ發シタル命令ニ從フ

司法省又ハ檢事局及内務省又ハ地方官廳ハ協議シテ警察官中各裁判所ノ管轄區域内ニ於テ司法警察官トシテ勤務シ前項ノ命令ヲ受ケ及之ヲ執行

スル者ヲ定ム

第四章 裁判所書記

第八十五條 裁判所ニ第八條ニ從ヒ相應ナル員數ノ書記ヲ置ク

區裁判所ノ各判事及合議裁判所ノ各部ノ爲少クトモ一人ノ書記ヲ置ク

第八十六條 地方裁判所ノ書記課ニ監督書記ヲ置ク控訴院及大審院ノ書記課ニ書記長ヲ置ク

區裁判所及檢事局ノ書記課ニ二人以上ノ書記ヲ置キタルトキハ其ノ一人ヲ監督書記トス

監督書記及書記長ハ各其ノ上官ノ命令ニ服從シテ書記課ノ事務ヲ指揮監督ス

第八十七條 書記其ノ職務ノ範圍内ニ於テ取扱ヒタル事ハ既ニ定マリタル事務分配上其ノ事他ノ書記ニ屬シタリトノ事實ノミニ因リ其ノ効力ヲ失フコトナシ

第八十八條 書記ハ司法大臣之ヲ任シ及之ヲ補ス

書記長ハ奏任トス

書記長ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第八十九條 書記ニ任セラル、ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ試験ヲ經ルコトヲ要ス

志願者前項ノ試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格竝ニ此ノ試験及試験ヲ經タル後爲スヘキ修習ニ關ル細則ハ裁判所書記登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第九十條 書記ニ任セラレタル者闕位ナキ間ハ豫備書記ニ補ス

豫備書記ハ書記トシテ臨時勤務ヲ命セラル、コトヲ得

第九十一條 書記ハ其ノ上官ノ命令ニ從フ

裁判所ノ開廷ニ於テハ裁判長ノ命令ニ從ヒ又判事一人ナルトキハ其ノ判事ノ命令ニ從フ

書記ハ檢事局ニ勤務スルトキ又ハ特別ノ事務ニ付判事若ハ檢事ニ附屬シタルトキモ亦其ノ檢事局又ハ判事若ハ檢事ノ命令ニ從フ

前二項ノ命令ニシテ口述ノ書取ニ關ルカ又ハ書類記録ノ調製若ハ變更ニ關ル場合ニ於テ其ノ調製若ハ變更ヲ正當ナラスト認ムルトキ書記ハ自己ノ意見ヲ記シテ之ニ添フルコトヲ得

前四項ニ掲ケタルモノヲ除ク外書記ノ職務及其ノ事務取扱方法ハ書記ニ關ル規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第九十二條 合議裁判所長又ハ區裁判所ノ判事若ハ監督判事ハ其ノ裁判所ニ於テ修習中ノ試補ニ書記ノ事務ヲ臨時取扱ハシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ職務上署名ヲ要スルトキハ特別ノ許可ヲ得テ署名スル旨ヲ記ス

第九十三條 豫備書記ハ事務ノ取扱ニ於テハ書記ニ同シ但シ書記規則中ニ制限ヲ設ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五章 執達吏

第九十四條 各區裁判所ニ第九條ニ從ヒ相應ナル員數ノ執達吏ヲ置ク

第九十五條 執達吏ハ司法大臣之ヲ任シ及之ヲ補ス司法大臣ハ控訴院長ニ其ノ管轄區域内ノ裁判所ノ執達吏ヲ任シ及補スルノ權ヲ委任スルコトヲ得

執達吏ニ任セラル、ニ必要ナル資格竝ニ試験ニ關ル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第九十六條 執達吏ハ手数料ヲ受ク其ノ手数料一定ノ額ニ達セサルトキ補助金ヲ受ク

第九十七條 執達吏ハ其ノ所屬區裁判所ヲ管轄スル地方裁判所管轄區域内ノ區何レノ場所ニ於テモ其ノ職務ヲ行フ

第九十八條 裁判所ヨリ發スル文書ニシテ送達ヲ要スルモノハ執達吏ヲ以テ之ヲ送達ス但シ書記ヨリ直接ニ若ハ郵便ヲ以テ送達スルコトヲ法律ノ

許ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

執達吏ハ刑事ニ付警察官ヲ以テ執行ヲ爲サ、ル場合ニ限リ裁判所ノ裁判ヲ執行ス

前二項ニ掲ケタルモノヲ除ク。外執達吏ノ權限ハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依ル

第九十九條 執達吏ハ其ノ職務ヲ適實ニ行フ爲保證金ヲ出スコトヲ要ス
執達吏ノ職務細則竝ニ保證金ニ關ル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第一百條 執達吏ハ其ノ所屬裁判所ノ上官ノ命ヲ受ケタル書記及其ノ裁判所ヲ管轄スル地方裁判所ノ上官ノ命ヲ受ケタル書記及其ノ書記ノ上官ノ命令ニ從フ

第六章 廷丁

第一百一條 廷丁ハ大審院控訴院及地方裁判所ニ於テハ裁判所長區裁判所ニ於テハ地方裁判所長之ヲ雇ヒ及其ノ雇ヲ解ク

第一百二條 廷丁ハ開廷ニ出頭セシメ及司法大臣ノ發シタル一般ノ規則中ニ定メタル事務ヲ取扱ハシム
區裁判所ハ執達吏ヲ用井ルコト能ハサルトキハ其ノ裁判所所在地ニ於テ書類ヲ送達スル爲廷丁ヲ用井ルコトヲ得

第三編 司法事務ノ取扱

第一章 開廷

第一百三條 開廷ハ裁判所又ハ支部ニ於テ之ヲ爲ス

司法大臣ニ於テ事情ニ因リ必要ナリト認ムルトキハ區裁判所ヲシテ其ノ管轄區域内ノ一定ノ場所ニ於テ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第一百四條 訴訟審問ノ上席及指揮ハ合議裁判所ニ於テハ開廷ヲ爲シタル裁判長ニ屬シ區裁判所ニ於テハ開廷ヲ爲シタル判事ニ屬ス

裁判長ニ屬スル權ハ裁判上一人ニテ職務スル判事ニモ亦屬ス

第一百五條 裁判所ニ於テ對審ノ公開ヲ停ムルノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ

決議ハ其ノ理由ト共ニ公衆ヲ退カシムル前之ヲ言渡ス此ノ場合ニ於テ裁判所ノ判決ヲ言渡ストキハ再ヒ公衆ヲ入廷セシムヘシ

第六條 裁判長ハ公開ヲ停メタルトキモ入廷ノ特許ヲ與フルコトヲ至當ト認ムル者ヲ入廷セシムルノ權ヲ有ス

第七條 裁判長ハ婦女兒童及相當ナル衣服ヲ著セサル者ヲ法廷ヨリ退カシムルコトヲ得其ノ理由ハ之ヲ訴訟ノ記録ニ記入ス

第八條 開廷中秩序ノ維持ハ裁判長ニ屬ス
第九條 裁判長ハ審問ヲ妨クル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ法廷ヨリ退カシムルノ權ヲ有ス

前項ニ掲ケタル違犯者ノ行狀ニ因リ之ヲ勾引シ閉廷ノトキマテ之ヲ勾留スルノ必要アリト認ムルトキ裁判長ハ之ヲ命令スルノ權ヲ有ス閉廷ノトキ裁判所ハ之ヲ釋放スルコトヲ命シ又ハ五圓以下ノ罰金若ハ五日以内ノ拘留ニ處スルコトヲ得

此ノ處罰ニ對シテハ上告ヲ許シ控訴ヲ許サス且其ノ所爲ノ輕罪若ハ重罪ニ該ルヘキモノナルトキハ之ニ對シテ刑事訴訟ヲ爲スコトヲ得

第十條 前條ノ規程ハ左ノ變更ヲ以テ當事者證人及鑑定人ニモ亦之ヲ適用ス

第一 裁判所ハ閉廷ヲ待タスシテ本條ノ違犯者ヲ即時ニ罰スルコトヲ得

第二 違犯者原告ナルトキハ裁判所ハ處罰ノ上仍本人宥恕ヲ請フカ又ハ恭順ヲ表シテ不敬ノ罪ヲ謝スルマテ其審問ヲ中止スルコトヲ得

第十一條 裁判長ハ不當ノ言語ヲ用井ル辯護士ニ對シ同事件ニ付引續キ陳述スルノ權ヲ行フコトヲ禁スルコトヲ得其ノ禁止ハ此ノ行狀ニ付懲戒上ノ訴追ヲ爲スコトヲ妨ケス

第十二條 裁判所ノ開廷中秩序ヲ維持スル爲第百九條第百十條及第百十一條ヲ以テ與ヘタル權ハ豫審判事又ハ受命判事又ハ法律ニ從ヒ其ノ職務

ヲ行フ試補モ亦之ヲ行フコトヲ得
此ノ場合ニ於テノ異議ハ二十四時以内ニ其ノ判事又ハ試補ニ之ヲ申出ル
コトヲ得

豫審判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ
審判事ノ屬スル裁判所ノ刑事部若ハ刑事支部ニ於テ前項ノ異議ヲ裁判ス
受命判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試補ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ
判事ニ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第百十三條 第百九條第百十條第百十一條及第百十二條ヲ以テ與ヘタル權
ヲ行ヒタルトキハ訟訴ノ記録ニ之ヲ記入シ及其ノ理由ヲ記ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ所爲ノ重罪若ハ輕罪ニ該ルヘキモノナルカ又ハ懲
戒上罰スヘキモノナルトキハ詳細ニ之ヲ記入シ裁判長ハ其ノ事件ヲ更ニ
處分スルノ權アル官廳ニ報告ヲ爲ス

第百十四條 判事檢事及裁判所書記ハ公開シタル法廷ニ於テハ一定ノ制服

ヲ著ス

前項ノ開廷ニ於テ審問ニ參與スル辯護士モ亦一定ノ職服ヲ著スルコトヲ
要ス

第二章 裁判所ノ用語

第百十五條 裁判所ニ於テハ日本語ヲ用ウ

當事者證人又ハ鑑定人ノ中日本語ニ通セサル者アルトキハ訴訟法又ハ特
別法ニ通事ヲ用井ルコトヲ要スル場合ニ於テ之ヲ用ウ

第百十六條 通事ノ任命及使用並ニ訴訟手續上其ノ行フヘキ職務ニ關ル規
則ハ司法大臣之ヲ定ム

第百十七條 通事ノ得難キ場合ニ於テ書記其ノ言語ニ通スルトキハ裁判長
ノ承諾ヲ得テ通事ニ用井ラル、コトヲ得

第百十八條 外國人ノ當事者タル訴訟ニ關係ヲ有スル者及其ノ訴訟ノ審問
ニ參與スル官吏ノ或ル外國語ニ通スル場合ニ於テ裁判長便利ト認ムルト

キハ其ノ外國語ヲ以テ口頭審問ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ審問ノ公正記録
ハ日本語ヲ以テ之ヲ作ル

第三章 裁判ノ評議及言渡

第百十九條 合議裁判所ノ裁判ハ此ノ法律ニ從ヒ定數ノ判事之ヲ評議シ及
之ヲ言渡ス

第百二十條 四日以上引續クヘキ見込アル刑事ノ審問ニ於テ裁判所長ハ補
充判事一人ヲ命シ之ニ立會ハシムルコトヲ得此ノ補充判事ハ其ノ審問中
或ル判事ノ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ引續キ參與スルコトヲ得サル場合ニ
於テ之ニ代リ審問及裁判ヲ完結スルノ權ヲ有ス

第百二十一條 判事ノ評議ハ之ヲ公行セス但シ豫備判事及試補ノ傍聽ヲ許
スコトヲ得

判事ノ評議ハ其ノ裁判長之ヲ開キ且之ヲ整理ス其ノ評議ノ顛末並ニ各判
事ノ意見及多少ノ數ニ付テハ嚴ニ祕密ヲ守ルコトヲ要ス

第百二十二條 評議ノ際各判事意見ヲ述フルノ順序ハ官等ノ最モ低キ者ヲ
始トシ裁判長ヲ終トス官等同キトキハ年少ノ者ヲ始トシ受命ノ事件ニ付
テハ受命判事ヲ始トス

第百二十三條 裁判ハ過半數ノ意見ニ依ル

金額ニ付判事ノ意見三説以上ニ分レ其ノ説各過半數ニ至ラサルトキハ
過半數ニ至ルマテ最多額ノ意見ヨリ順次寡額ニ合算ス

刑事ニ付其ノ意見三説以上ニ分レ各過半數ニ至ラサルトキハ過半數ニ
至ルマテ被告人ニ不利ナル意見ヨリ順序利益ナル意見ニ合算ス

第百二十四條 判事ハ裁判スヘキ問題ニ付自己ノ意見ヲ表スルコトヲ拒ム
コトヲ得ス

第四章 裁判所及檢事局ノ事務章程

第百二十五條 裁判所及檢事局ノ標準ト爲スヘキ規則ハ司法大臣之ヲ定ム
控訴院長及檢事長ハ前項ノ規則ニ依リ各自管轄區域内ノ裁判所及檢事局

ニ對シテ事務ノ一般ノ取扱ニ關リ成ルヘク統一ヲ旨トシ殊ニ裁判所及檢事局ノ開庭時間及開廷ノ時日ニ付訓令ヲ發ス
大審院ハ自ラ其ノ事務章程ヲ定ム但シ之ヲ實施スル前司法大臣ノ認可ヲ受ク

第五章 司法年度及休暇

第二百二十六條 司法年度ハ一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ハル

第二百二十七條 裁判所ノ休暇ハ七月十一日ニ始マリ九月十日ニ終ハル

第二百二十八條 休暇中ハ左ノ事件ノ外既ニ著手シタル民事訴訟ヲ中止ス且新ナル訴訟ニ著手セズ

第一 爲替手形若ハ約束手形其ノ他ノ流通證書ニ關ル請求

第二 船舶又ハ運送賃又ハ積荷ニ對スル請求

第三 財産差押事件

第四 住家其ノ他ノ建物又ハ其ノ或ル部分ノ受取明渡使用占據若ハ修繕

繕ニ關リ又ハ賃借人ノ家具若ハ所持品ヲ賃借人ノ差押ヘタルコトニ關リ賃借人ト賃借人トノ間ニ起リタル訴訟

第五 養料ノ請求

第六 保證ヲ出サシムルノ請求

第七 取掛リタル建築ノ繼續ニ關ル事件

第八 前數項ニ掲ケタルモノヲ除ク外區裁判所ノ判事ニ於テ又ハ民事訴訟法ノ定ムル所ニ從ヒ休暇部若ハ休暇部長ニ於テ直ニ著手スヘキ緊急ノモノト認メタル請求若ハ事件

第二百二十九條 休暇中ニ拘ラス刑事訴訟非訟事件判決執行破産事件竝ニ民事訴訟法ニ依リ略式ヲ以テ取扱フコトヲ得ヘキ訴訟ハ之ヲ停止スルコトナシ

第二百三十條 合議裁判所ニ於テハ休暇中事務取扱ノ爲休暇部ト稱スル一若ハ二以上ノ部ヲ設ク

休暇部ノ組立ハ休暇ノ始マル前裁判所長之ヲ定ム第二十三條ハ此ノ部ニモ亦之ヲ適用ス

二人以上ノ判事ヲ置キタル區裁判所ノ休暇事務取扱方法ハ監督判事之ヲ定ム

第六章 法律上ノ共助

第三十一條 裁判所ハ訴訟法又ハ特別法ノ定ムル所ニ依リ互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

法律上ノ補助ハ別ニ法律ニ定メタル場合ノ外ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ區裁判所ニ於テ之ヲ爲ス

第三十二條 檢事局モ亦各自ノ管轄區域内ニ於テ取扱フヘキ事務ニ付互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

第三十三條 裁判所書記課モ亦其ノ權内ノ事件又ハ其ノ配下ノ執達吏ノ權内ノ事件ニ付互ニ法律上ノ補助ヲ爲ス

第四編 司法行政ノ職務及監督權

第三十四條 合議裁判所長區裁判所ノ判事若ハ監督判事檢事總長檢事長檢事正ハ司法大臣ノ由テ以テ司法行政ノ職務ヲ行フノ官吏トス

第三十五條 司法行政監督權ノ施行ハ左ノ規程ニ依ル

第一 司法大臣ハ各裁判所及各檢事局ヲ監督ス

第二 大審院長ハ大審院ヲ監督ス

第三 控訴院長ハ其ノ控訴院及其ノ管轄區域内ノ下級裁判所ヲ監督ス

第四 地方裁判所長ハ其ノ裁判所若ハ其ノ支部及其ノ管轄區域内ノ區裁判所ヲ監督ス

第五 區裁判所ノ一人ノ判事若ハ監督判事ハ其ノ裁判所所屬ノ書記及執達吏ヲ監督ス

第六 檢事總長ハ其ノ檢事局及下級檢事局ヲ監督ス

第七 檢事長ハ其ノ檢事局及其ノ局ノ附置セラレタル控訴院管轄區域

内ノ検事局ヲ監督ス

第八 検事正ハ其ノ検事局及其ノ局ノ附置セラレタル地方裁判所管轄
区域内ノ検事局ヲ監督ス

第三百三十六條 前條ニ掲ケタル監督權ハ左ノ事項ヲ包含ス

第一 官吏不適當又ハ不充分ニ取扱ヒタル事務ニ付其ノ注意ヲ促シ竝
ニ適當ニ其ノ事務ヲ取扱フコトヲ之ニ訓令スル事

第二 官吏ノ職務上下否トニ拘ラス其ノ地位ニ不相應ナル行狀ニ付之
ニ諭告スル事

但シ此ノ諭告ヲ爲ス前其ノ官吏ヲシテ辯明ヲ爲スコトヲ得セシムヘ
シ

第三百三十七條 第十八條及第八十四條ニ掲ケタル官吏ハ第三百三十五條ニ依
リ行フヘキ監督ヲ受クルノ官吏中ニ之ヲ包含ス

第三百三十八條 裁判所若ハ検事局ノ官吏ニシテ適當ニ其ノ職務ヲ行ハサル

者又ハ其ノ行狀其ノ地位ニ不相應ナル者ニ付第三百三十六條ヲ適用スルコ
ト能ハサルトキハ懲戒法ニ從ヒ之ヲ訴追ス

第三百三十九條 前數條ニ掲ケタル司法行政ノ職務及監督權ハ判事若ハ檢事
其ノ官吏タルノ資格又ハ其ノ他ノ資格ヲ以テ爲シタル事ニ對シテ起リタ
ル請求ニ付其ノ請求ヲ満足セシムル爲之ヲ執行スルコトヲ得ス

第四百十條 司法事務取扱ノ方法ニ對スル抗告殊ニ或ル事務ノ取扱方ニ對
シ又ハ取扱ノ延滞若ハ拒絕ニ對スル抗告ハ此ノ編ニ掲ケタル司法行政ノ
職務及監督權ニ依リ之ヲ處分ス

第四百十一條 裁判所及検事局ハ司法大臣又ハ監督權アル判事若ハ檢事ノ
要求アルトキハ法律上ノ事項又ハ司法行政ニ關ル事項ニ付意見ヲ述フ

第四百十二條 司法官廳ニ對シテ起リタル民法ノ訴訟ニ於テハ其ノ訴訟ヲ
受ケタル裁判所ノ検事局ハ司法官廳ヲ代表ス

第四百十三條 此ノ編ニ掲ケタル前各條ノ規程ハ裁判上執務スル判事ノ裁

判權ニ影響ヲ及ホシ又ハ之ヲ制限スルコトナシ

附則

第四百四十四條 此ノ法律ノ施行ニ關ル規程竝ニ從來ノ法律ニシテ此ノ法律ニ抵觸スト雖モ當分ノ内仍ホ効力ヲ有セシムルモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

○裁判所構成法施行條例明治二十三年三月法律第二十二號

朕裁判所構成法施行條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

裁判所構成法施行條例

第一條 從來ノ治安裁判所ハ裁判所構成法ニ定メタル區裁判所トシ從來ノ始審裁判所ハ裁判所構成法ニ定メタル地方裁判所トシ又從來ノ控訴院大審院ハ裁判所構成法ニ定メタル控訴院大審院トス
第二條 始審裁判所從來ノ檢事局ハ裁判所構成法ニ定メタル地方裁判

所ノ檢事局トス控訴院大審院ノ檢事局モ亦同シ

第三條 區裁判所ノ管轄區域ヲ爲ス町村ノ變更ハ之ハ區裁判所管轄區域ニ及ホスモノトス

第四條 裁判所構成法實施前他ノ裁判所第一審トシテ受理シタル民事訴訟及刑事訴訟ニシテ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬シタルモノハ現在ノ儘相當ノ區裁判所ニ移ルモノトス既ニ爲シタル裁判ハ區裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス

第五條 裁判所構成法ニ依リ地方裁判所ノ第二審ニ屬スヘキモ既ニ控訴院ニ於テ受理シタル事件ハ控訴院之ヲ裁判スヘシ又控訴院ノ管轄ニ屬スヘキモ既ニ大審院ニ於テ受理シタル民事刑事ノ上告ハ大審院之ヲ裁判スヘシ

第六條 裁判所構成法實施前重罪裁判所ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ現在ノ儘相當ノ地方裁判所ニ移ルモノトス既ニ爲シタル裁判ハ地方

裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス

六百五十四

第七條 裁判所構成法實施前始審裁判所ニ於テ受理シタル郡長區長戸長又ハ市長町長村長ニ對スル民事訴訟ハ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノト雖其ノ地方裁判所之ヲ裁判シ控訴院ニ於テ受理シタル官廳ニ對スル民事訴訟ハ其ノ控訴院之ヲ裁判スヘシ

第八條 裁判所構成法實施前高等法院ニ於テ受理シタル刑事訴訟ハ現在ノ儘相當ノ裁判所ニ移ルモノトス高等法院ニ於テ裁判スヘキ事件ヲ通常裁判所ニ於テ受理シタルモノモ亦同シ

第九條 明治十八年第三十一號布告違警罪即決例ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

第十條 明治十八年第十二號布告普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交涉ノ件處分法ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

第十一條 明治二十一年勅令第六十四號ハ仍効力ヲ有ス

區裁判所出張所ニ於テ判事差支アルトキハ裁判所書記ヲシテ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

北海道及島嶼ニシテ區裁判所遠隔ノ地方ニ於テ司法大臣ハ郡長町長又ハ村長ニ委任シテ登記事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第十二條 東京地方裁判所管内小笠原島及伊豆七島ニ於テ民事刑事ノ訴訟ニシテ區裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノ及非訟事件ハ裁判所設置マテ島吏之ヲ取扱フ但シ刑事訴訟ノ手續ハ便宜之ヲ取扱フヲ得

第十三條 沖繩縣ニ於テ民事刑事ノ訴訟及非訟事件ニシテ區裁判所及地方裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノハ裁判所設置マテ同縣官吏之ヲ取扱フ但シ控訴院ノ裁判權ニ屬スルモノハ長崎控訴院ノ管轄トス

第十四條 樺戸空知釧路ノ集治監ノ囚人罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ノ裁判ニ關ル明治十五年第十六號第四十一號及明治十八年第四十二號布告ハ仍効力ヲ有ス

前項ノ裁判ハ地方裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ス

第十五條 明治二十一年勅令第七十一號清國並ニ朝鮮國駐在領事裁判規則ハ裁判所構成法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

第十六條 裁判所構成法實施ノ際在職ノ裁判官檢察官ハ同法第二編第一章ノ要件ヲ必要トセス

第十七條 裁判所構成法實施ノ際在職ノ書記ハ同法第二編第四章第八十九條ノ要件ヲ必要トセス

第十八條 裁判所構成法實施後三年間ハ司法大臣ハ試補實施修習ノ時間ヲ一年六箇月マテニ減縮スルコトヲ得

明治十七年太政官達第百二號裁判登用規則及明治二十年勅令第三十七號文官試験試補及見習規則ニ依リ試補ト爲リタル者ハ第二回試験ヲ要セスシテ之ヲ判事又ハ檢事ニ任スルコトヲ得

第十九條 裁判所構成法實施後一年間ハ司法大臣ハ同法第二編第二章

第六十九條及第七十條ノ規程ニ拘ラス補職ヲ爲スコトヲ得

第二十條 三年以上裁判官又ハ檢察官ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上舊參事院議官又ハ議官補ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上法制局參事官ノ職ヲ奉シタル者又ハ三年以上司決省高等官(會計局ノ高等官ヲ除ク)ノ職ヲ奉シタル者ハ裁判所構成法實施後一年間ハ之ヲ判事又ハ檢事ニ任スルコトヲ得

第二十一條 裁判所構成法第二編第二章第七十四條及第七十五條ハ檢事ニモ亦之ヲ適用ス

○執達吏規則 明治二十三年七月法律第五十一號

朕執達吏規則ヲ裁可シ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス
執達吏規則

第一條 執達吏ハ區裁判所ニ屬シ法律ニ從ヒ訴訟ニ關スル書類ヲ送達シ及裁判ヲ執行スルモノトス

第二條 執達吏ハ當事者ノ委任ニ依リ左ノ事務ヲ取扱フコトヲ得

第一 告知及催告ヲ爲スコト

第二 動産不動産ノ任意競賣ヲ爲スコト

第三 拒證書ヲ作ルコト

第三條 執達吏ハ法律規則ニ定メタル職務ノ外裁判所及檢事局ノ命令ニ依リ其職務ニ應スル事務殊ニ左ノ事務ヲ取扱フノ義務アリ

第一 書類物品ノ送付ヲ爲スコト

第二 罰金科料過料ヲ徴收シ及沒收物品ヲ取上ケ若クハ賣却スルコト

第三 令狀ノ執行ヲ爲スコト

第四條 執達吏ハ所屬區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ノ監督ヲ

受ク

他ノ判事又ハ檢事ニシテ職務上事務ヲ命シタルトキハ其事務ニ限り執達吏ニ對シ監督權ヲ有ス

第五條 執達吏ハ所屬區裁判所所在地ニ住居ヲ定ムヘシ但地方裁判所長ノ許可ヲ得タルトキハ其區裁判所管轄内ニ限り他ノ地ニ住居ヲ定ムルコトヲ得

第六條 執達吏ハ所屬區裁判所所在地ニ役場ヲ設ヘクシ

第七條 一區裁判所ニ數名ノ執達吏アルトキハ裁判所及檢事局ノ命令ニ依ル事務ト裁判所書記ヲ經テ委任スヘキ事務トヲ各執達吏ニ分配スヘシ此分配ハ成ルヘク土地ノ區域ニ從フヘシ

事務分配ハ毎司法年度ノ終ニ於テ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事前以テ之ヲ定ム

執達吏ノ爲シタル事務ハ事務分配上其事務他ノ執達吏ニ屬シタリト

ノ事實ノミニ因リ其効力ヲ失フコトナシ

第八條 執達吏ハ左ノ場合ニ於テハ其職務ノ施行ヨリ除斥セラルヘシ

第一 自己又ハ其婦カ當事者若クハ被害者タルトキ又ハ當事者ノ一方若クハ雙方又ハ被害者ト共同權利者共同義務者若クハ償還義務者タルノ關係ヲ有スルトキ

第二 自己又ハ其婦カ當事者ノ一方若クハ雙方又ハ被害者又ハ其配偶者ト親族ナルトキ但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖亦同シ

第三 自己カ同一ノ事件ニ付證人若クハ鑑定人ト爲リテ訊問ヲ受クルトキ又ハ法律上代理人ト爲ルノ權利ヲ有スルトキ若クハ之ヲ有シタルトキ

第九條 執達吏ハ民事訴訟ニ付テ其婦又ハ自己若クハ其婦ノ親族ノ爲

ニノミ訴訟代理人及輔佐人トシテ法廷ニ出ルコトヲ得但姻族ニ付テハ婚姻ノ解除シタルトキト雖亦同シ

第十條 執達吏ハ其職務ヲ行フヘキ命令若クハ委任ヲ受クルトキハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十一條 執達吏ハ特別ノ命令若クハ委任ヲ受ケタル場合ノ外自己ノ責任ヲ以テ左ニ掲クル者ニ臨時其職務ノ執行ヲ委任スルコトヲ得

第一 執達吏ノ登用試験ニ及第シタル者

第二 執達吏ノ職務修習者ニシテ三箇月以上其職務ヲ修習シタル者

第三 裁判所書記ノ登用試験ニ及第シタル者

第四 區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ニ於テ臨時執達吏ノ職務ヲ行フニ適當ト認メタル者

第十二條 執達吏正當ノ理由アリテ其職務ヲ行フコトヲ得サルトキ又

ハ之ヲ委任スルコトヲ得サルトキハ命令ヲ爲シタル裁判所及検事局
又ハ委任ヲ爲シタル本人ニ速ニ其旨ヲ通知スヘシ

委任ヲ爲シタル本人ニ通知スルコト能ハサルトキ又ハ急速ノ處分ヲ
要スルトキハ其旨ヲ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ニ申立ツ
ヘシ

第十三條 前條ノ場合其他執達吏差支アルトキハ區裁判所ノ一人ノ判
事若クハ監督判事ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ第十一條ニ掲クル者
ニ執達吏ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第十四條 執達吏ハ一定ノ制服ヲ著スヘシ
臨時職務執行ノ委任ヲ受ケタル者ハ區裁判所ヨリ交付スヘキ鑑札ヲ
携帯スヘシ

第十五條 執達吏ハ裁判所書記ヲ經タルト否トテ問ハス委任ヲ受ケ職
務ヲ行フニ付テハ定規ノ手数料ヲ受ケ及立替金ノ辨濟ヲ受ク

執達吏ハ定規ノ手数料ヲ増減シ又ハ手数料及立替金ノ外報酬ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第十六條 執達吏第三條ニ掲クル職務ヲ行フニ付テハ立替金ノ外手數
料ヲ受クルコトヲ得ス

第十七條 執達吏第十一條ノ場合ニ於テ臨時職務執行ノ委任ヲ爲シタ
ルトキハ其委任ヲ受ケタル者ニ報酬トシテ手数料十分ノ三以上ヲ支
給スヘシ

第十八條 第十三條ノ場合ニ於テ臨時執達吏ノ職務ヲ行ヒタル者ハ其
職務ニ付定メタル手数料ヲ受ケ及立替金ノ辨濟ヲ受ク

第十九條 執達吏一年間ニ收入セシ手数料百八拾圓ニ充タサルトキハ
國庫ヨリ其不足額ヲ支給ス

第二十條 執達吏死亡シタルトキ又ハ停職免職若クハ勾留セラレタ
ルトキハ區裁判所ノ一人ノ判事若クハ監督判事ハ左ノ處分ヲ爲ス

ヘシ

第一 官印帳簿其他職務ニ關スル書類ヲ區裁判所ニ差出サシムル
コト

第二 執達吏職務上保管シタル物品及書類ノ保全ニ必要ノ手續ヲ爲
スコト

第二十一條 執達吏ハ官吏恩給法ニ照シ恩給ヲ受ク其恩給年額ハ第十
九條ニ定メタル金額ヲ俸給額ト看做シテ算定ス

第二十二條 執達吏ハ此規則ニ依ルノ外總テ一般官吏ノ例ニ依ル
附則

第二十三條 執達吏ヲ置カサル間ハ區裁判所書記執達吏ノ職務ヲ行フ
此場合ニ於テハ自己ノ責任ヲ以テ第十一條ニ掲クル者又ハ自己ノ適
當ト思量スル者ニ臨時其職務ノ執行ヲ委任スルコトヲ得
裁判所書記前項ノ委任ヲ爲シタルトキハ委任ヲ受ケタル者ニ執達吏

ノ職務ニ付定メタル手数料十分ノ七以上ヲ支給スヘシ

○執達吏手数料規則 明治二十三年七月
法律第五十二號

朕執達吏手数料規則ヲ裁可シ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十三年十
一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

執達吏手数料規則

第一條 執達吏ハ此規則ニ從ヒ手数料ヲ受ク

第二條 書類送達ノ手数料ハ一通ニ付五錢トス

第三條 有體動産及未タ土地ヨリ離レサル果實竝爲替證券其他裏書ヲ
以テ移轉スルコトヲ得ル證券ノ差押、假差押ニ付テノ手数料ハ左ノ
區別ニ從フ

執行スヘキ債權額 手数料

貳拾圓マテ 三拾錢

五拾圓マテ	五拾錢
百圓マテ	七拾五錢
貳百五拾圓マテ	壹圓
五百圓マテ	壹圓貳拾五錢
千圓マテ	壹圓五拾錢
千圓ヲ超ユルトキハ貳圓トス	

若シ執務三時間以上ニ涉ルトキハ一時間毎ニ本條ニ定メタル手数料ノ十分ノ三ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス

第四條 執達吏差押、假差押ヲ爲スヘキ場所ニ臨ムト雖差押フヘキ物ナキトキ又ハ差押フヘキ物ヲ換價スルモ強制執行ノ費用ヲ償フテ剩餘ヲ得ル見込ナキトキハ前條ニ定メタル手数料ノ半額ヲ受ク

第五條 民事訴訟法第五百五十六條第二項、第五百八十六條第二項、第

六百十五條ノ場合及既ニ差押、假差押ニ着手シタル執達吏ノ死亡若クハ其他ノ理由ニ依リ委任ノ消滅シタルトキ物ヲ換價スル爲其委任ヲ引受ケタル場合ニ於テハ執達吏ハ第三條ニ定メタル手数料ノ半額ヲ受ク

第六條 特定ノ動産又ハ代替物ノ一定ノ數量ヲ債務者ヨリ取上ケ之ヲ債權者ニ引渡ス場合ニ於テハ其手数料ヲ五拾錢トス若シ執務二時間以上ニ涉ルトキハ一時間毎ニ拾五錢ヲ加フ但其執務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス

前項ノ場合ニ於テ執達吏其場所ニ臨ムト雖引渡スヘキ物ナキトキハ前項ニ定メタル手数料ノ半額ヲ受ク

第七條 民事訴訟法第七百三十一條第一項ノ場合ニ於テハ執務三時間以内ハ手数料ヲ五拾錢トス

若シ其執務三時間以上ニ涉ルトキハ一時間毎ニ拾五錢ヲ加フ但其執

務一時間ニ滿タサルモ一時間ト看做シテ算定ス

前項ノ場合ニ於テ執達吏其場所ニ臨ムト雖船舶アラサルトキハ前項ニ定メタル手數料ノ半額ヲ受ク

第八條 民事訴訟法第六百四十三條第三項ニ依リ不動産ノ取調ヲ爲ス場合ニ於テハ第三條ニ定メタル區別ニ從ヒ其手數料ヲ受ク

第九條 動産、不動産及船舶ノ競賣ニ付テノ手數料ハ左ノ區別ニ從フ但競賣ニ依リ得タル金額執行スヘキ債權額ニ超過スルトキハ其債權額ヲ以テ競賣金額ト看做ス

競賣金額

手數料

貳拾圓マテ

六拾錢

五拾圓マテ

壹圓

百圓マテ

壹圓五拾錢

貳百五拾圓マテ

貳圓

五百圓マテ

貳圓五拾錢

千圓マテ

四圓

以上千圓毎ニ壹圓ヲ加フ

任意競賣ニ付テモ亦前項ニ同シ

第十條 執達吏執行行爲ヲ爲スヘキ場所ニ臨マサル以前ニ民事訴訟法第五百五十條ニ依リ又ハ委任ノ消滅ニ依リ強制執行ヲ止メタルトキ又ハ支拂若クハ引渡ニ依リ強制執行ノ委任終了シタルトキハ各本條ニ定メタル手數料ノ十分ノ三ヲ受ク但第九條ノ場合ニ於テハ其手數料ヲ三拾錢トス

第十一條 執達吏執行行爲ヲ爲スヘキ場所ニ臨ミタル後民事訴訟法第五百五十條ニ依リ又ハ委任ノ消滅ニ依リ強制執行ヲ止メタルトキ又ハ支拂若クハ引渡ニ依リ強制執行ノ委任終了シタルトキハ各本條ニ定メタル手數料ノ半額ヲ受ク但第九條ノ場合ニ於テハ其手數料ヲ五

拾錢トス

六百七十

第十二條 第三條乃至第十一條ノ手数料ヲ受クヘキ行爲ニハ強制執行ノ場合ニ於ケル左ノ行爲ヲ包含ス

第一 警察上ノ援助ヲ求メ又ハ證人鑑定人ノ立會ヲ爲サシムルコト

第二 執行行爲ニ屬スル催告其他ノ通知ヲ爲シ又ハ書類ノ送達ヲ爲スコト

第三 記名證券ヲ買主ノ氏名ニ書換ヘ及必要ナル陳述ヲ債務者ニ代リ爲スコト

第四 支拂其他ノ給付、差押金錢及賣却金ヲ受取り、交付シ若クハ供託シ又ハ受取證書ヲ交付シ又ハ差押物ヲ還付スルコト

第五 競賣ノ公告ヲ爲スコト

第十三條 執達吏ハ立替金トシテ左ノ費用ノ辨濟ヲ受ク

第一 書記料

第二 郵便料、電信料

第三 公告料

第四 證人、鑑定人ノ手當

第五 職工、役夫ノ手當

第六 有價證券ノ記名書換及流通ヲ止メタル證券ノ流通ヲ回復スル爲ノ費用

第七 人及物ノ送致費用

第八 物ノ保存並監視ノ費用

第九 果實收穫ノ費用

第十 旅費

第十四條 前條ノ書記料ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ受ク

第一 法律ニ依リ又ハ利害關係人ノ求ニ依リ證書及記録中ニ存スル

書類ノ謄本ヲ作リタルトキ但法律ニ依リ交付スヘキ送達證書ノ謄本ハ此限ニ在ラス

第二 供託ヲ爲スニ際シ執行裁判所ニ差出スヘキ届書ヲ作リタルトキ

第三 差押命令ノ送達後第三債務者ノ爲ス陳述ヲ筆記シタルトキ

書記料ハ半枚十二行二十字詰ニ付貳錢五厘トス但十二行ニ滿タサルモ半枚ト看做シテ算定ス

第十五條 強制執行ニ關セサル告知及催告ヲ爲ストキハ其手数料拾錢ヲ受ク

第十六條 執達吏拒證書ヲ作リタルトキハ其手数料拾錢ヲ受ク
拒者ノ營業場又ハ住居ノ問合ヲ爲シ拒證書ヲ作リタルトキハ手数料貳拾錢ヲ受ク

第十七條 證人ニ支給スヘキ日當ハ貳拾錢以下鑑定人ニ支給スヘキ日當ハ五拾錢以下トシ執達吏土地ノ情況ニ從ヒ之ヲ支給ス若シ一里以上ノ地ヨリ呼出シタルトキハ第十八條ノ規定ニ從ヒ旅費ヲ支給ス

第十八條 執達吏自己ノ役場ヨリ一里以上ノ地ニ至リ職務ヲ行フトキハ一里毎ニ拾錢以下ノ旅費ヲ受ク但一里ニ滿タサルモ一里ト看做シテ算定ス

右旅費ノ額ハ控訴院長ノ認可ヲ經テ地方裁判所長之ヲ定ム

第十九條 執達吏ハ總テノ事務ヲ擔任スルニ當リ手数料及立替金ノ概算額ヲ委任者ヨリ豫納セシム若シ豫納セサルトキハ委任ニ應セサルコトヲ得但裁判所及檢事局ノ命令ニ依ルトキ又ハ訴訟上ノ救助ヲ受ケタル者ノ爲ニ事務ヲ擔任スルトキハ此限ニ在ラス

第二十條 執達吏ハ委任ノ終了シタル後手数料及立替金ノ辨濟ヲ受ク

ヘキモノトス但民事訴訟法第五百五十四條ニ規定シタル場合ハ此限ニ在ラス

第二十一條 執達吏裁判所及検事局ノ命令ニ依リ其職務ヲ行フ爲ニ要シタル立替金ハ三箇月毎ニ確定シテ之ヲ支給ス

右立替金ハ國庫ヨリ之ヲ支辨ス

第二十二條 訴訟上ノ救助ヲ付與シタル場合ニ於テハ執達吏ノ立替金ハ國庫ヨリ支辨ス但債務者ヨリ辨濟シ能ハサル場合ニ限ル

第二十三條 執達吏ハ其職務執行ニ付作リタル書類ノ正本又ハ謄本ニ手数料及立替金ノ額ヲ附記スヘシ又執務時間ニ應シ其辨濟ヲ受クヘキトキハ調書ニ其執務時間ヲ附記スヘシ若シ之ヲ附記セサルトキハ最短ノ時間ニ付テ定メタル金額ヲ以テ算定ス

○裁判所位置及管轄區域明治二十三年八月 法律第六十二號

沿革略記

明治四年十二月布告ヲ以テ司法省内ニ始テ別局ヲ設ケ當分東京裁判所ト稱ス○五年八月達ヲ以テ神奈川外二縣へ裁判所ヲ置ク○同年同月達ヲ以テ足柄外七縣へ裁判所ヲ置ク○同年九月達ヲ以テ兵庫縣へ裁判所ヲ置ク○同年十月達ヲ以テ京都府へ裁判所ヲ置ク○同年同月達ヲ以テ大坂府へ裁判所ヲ置ク○同年同月達ヲ以テ静岡外五縣へ裁判所ヲ置ク○六年六月司法省第九十八號達ヲ以テ宇都宮裁判所ヲ栃木裁判所ニ合併シ印旛木更津兩裁判所ヲ合シテ千葉縣ニ移シ入間群馬兩裁判所ヲ合シテ熊谷縣ニ移ス○七年一月達ヲ以テ開拓使管下渡島國函館へ裁判所ヲ置ク○同年同月達ヲ以テ長崎縣へ裁判所ヲ置ク○同年四月達ヲ以テ佐賀縣へ裁判所ヲ置ク○同年十二月達ヲ以テ新潟福島兩縣へ裁判所ヲ置ク○八年五月達ヲ以テ新治裁判所ヲ廢ス○同年同月第九十二號布告ヲ以テ上等裁判所ヲ東京大阪福島長崎へ置ク○同年八月第九十七號布告ヲ以テ福島上等裁判所ヲ宮城ニ移ス○同年十二月第九十三號布告ヲ以テ鹿兒島外二縣へ裁判所ヲ置ク○九年三月第二十六

裁判所位置及管轄區域

千										
葉										
北	木更津	佐原	八日市場	一宮本郷	佐倉	松戸				
安房	上總	下總	上總	上總	下總	下總				
水戸市	望陀郡 市原郡ノ内 里見村	東城郡 良文村 十餘島村	瑞穂郡ノ内 本大須賀村 香取郡ノ内 東條村	香取郡ノ内 海上郡 豊和村	武射郡 山邊郡	長柄郡 上埴生郡 夷隅郡	印旛郡 下埴生郡	東葛飾郡 南相馬郡	戸田村 明治村 鶴舞村 内田村 高瀧村 富山村	
東茨城郡	周准郡 天羽郡	豊浦村 山倉村	吉田村 中村	飯高村	多古村 日吉村					
西茨城郡	朝夷郡 長狭郡	神代村 八都村 笹川村 橋山村	津宮村 東大戸村 栗源村 大須賀村							

六百七十九

横濱										
千	八王子	小田原	横須賀	横濱	本所					
上總	下總	相模	武蔵	相模	武蔵	武蔵				
市原郡ノ内 鶴牧村 海老村	千葉郡	高座郡ノ内 新磯村 田名村	津久井郡 高座郡ノ内 麻溝村	足柄上郡 高座郡ノ内 海老名村	足柄下郡 有馬村	足柄下郡 有馬村	三浦郡	鎌倉郡 高座郡ノ内 明治村 鶴見村 茅ヶ崎村	久良岐郡 橘樹郡 都筑郡	南足立郡 北豊島郡 東京市ノ内 本所區 深川區 南葛飾郡
菊間村		大澤村	相原村	大住郡 有馬村	座間村	海老名郡 座間村		松林村 綾瀬村 澁谷村		
五井村								鶴嶺村 寒川村 六會村		
東海村								小出村 藤澤大坂町 御所見村		
八幡村										
市原村										
養老村										

六百七十八

裁判所位置及管轄區域

浦和		幸手		川越		熊谷	
武藏		武藏		武藏		武藏	
北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村

六百八十三

浦和		越ヶ谷		武藏		武藏	
武藏		武藏		武藏		武藏	
北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村	北葛飾郡ノ内 幸手町 栗橋町 蕨町 熊谷町 高坂村 野本村 菅谷村 七郷村 八和田村

六百八十二

裁判所位置及管轄區域

靜										
岡吉	下	沼	藤	靜	富	高				
原	田	津	枝	岡	岡	崎				
駿河	伊豆	伊豆	駿河	靜岡	上野	上野				
富士郡	那賀郡 賀茂郡ノ内 下田町 南上村 松崎村	那賀郡 賀茂郡ノ内 伊東村 對嶋村	駿河郡 遠江郡ノ内 中川根村 上川根村	靜岡市 有渡郡 安倍郡 菟原郡	北甘樂郡	西群馬郡ノ内 高崎町 新高尾村 室田村 堤ヶ岡村	佐野村 中川村 國府村	岩鼻村 塚澤村 金古町	大類村 六郷村 清里村	瀧川村 長野村 相馬村 倉賀野町 上久留馬村
豐田郡	磐田郡	數知郡	長上郡	濱名郡	引佐郡					

六百八十五

控

前										
太	橋	沼	前	大						
田	中之	田	橋	宮						
上野	條	上野	上野	武藏						
片岡郡	新田郡	吾妻郡	利根郡	秩父郡	秩父郡ノ内	小川町	大河村	竹澤村	平村	玉川村
確水郡	邑樂郡	北勢多郡	北勢多郡	南勢多郡	佐位郡	那波郡	大原村	槻川村	大野村	明覺村
綠野郡	澤田村	東總社村	伊香保町	金山村	金山村	長尾村	長尾村	白郷井村	明治村	
多湖郡	坂上村	總社町	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	
南甘樂郡	伊參村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	
	長野原町	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	
	岩島村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	
	相生村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	
	菲川村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	金山村	

六百八十四

長									
野									
岩村	上	伊	飯	福	大	上	松	飯	
田信濃	田信濃	那信濃	田信濃	島信濃	町信濃	諏訪信濃	本信濃	山信濃	
南佐久郡	更級郡 山田郡 北佐久郡	上伊那郡	下伊那郡	西筑摩郡 木祖村 三岳村 神坂村	西筑摩郡 北安曇郡	諏訪郡	東筑摩郡 西筑摩郡 南安曇郡 榑川村	下水内郡 下高井郡	森村 東條村 倉科村 豊榮村 南宮縣村 清野村 松代町 西條村
	小縣郡 埴科郡 南條郡 杭瀬郡 更級郡 山田郡			奈川村 日義村 駒夕根村 田立村					
	中之條村 坂城村 戸倉村 五加村 埴生村			福島村 新開村 讀書村 開田村 吾妻村					
	更級村 八幡村 桑原村 稻荷山町								

甲									
府									
長	谷	府	掛	濱					
野信濃	村甲斐	澤甲斐	川遠江	松遠江					
	南都留郡	南巨摩郡	山梨郡	周智郡	佐野郡	山名郡	御厨郡	西淺羽郡	周智郡
埴科郡 青木島村 共和村 信級村 中津村 更級郡 上水内郡 上高井郡	南都留郡 北都留郡	西八代郡	山梨郡 御前崎村 吉田村 金谷町 下川根村 五和村 菅山村 初倉村 相良町 勝間田村 白羽村	城東郡 久野村 一宮村 久野西村 犬居村 飯田村 氣多村 熊切村 宇刈村 山梨村	福島村	西貝村	於保村	豐濱村	
	東山梨郡	東八代郡	中巨摩郡	北巨摩郡					

審

富		金							
山		澤							
杉木新越中	高岡市中	魚津越中	富山越中	輪島能登	高濱能登	七尾能登	大聖寺加賀	小松加賀	金澤加賀
和歌山市 那賀郡ノ内	磯波郡 射水郡	下新川郡	富山市 上新川郡 婦負郡	鳳至郡 珠洲郡	羽咋郡	鹿島郡	江沼郡	別宮村 栗生村 高野村 金野村 沖杉村 木津村 小松町 能美郡ノ内	中島村 草深村 砂川村
								河野村 久常村 田川村 新丸村 浅井村 末宅町 安宅美村	
								吉原村 湯野村 福江村 中海村 運折村 本江村 今折村	
								尾山口村 江島村 里谷村 瀬谷村 牧村 大杉村	
								白峯村 國造村 釜屋村 古河村 栗津村 白津村 寺井村	
								宮内村 港野村 長尾村 西野村 千針村 申針村	

裁判所位置及管轄區域

和歌山市
那賀郡ノ内
名草郡
海部郡

控

福				大					
井				津					
小濱	敦賀	大野	武生	三國	福井	長濱	彦根	今津	八幡
濱若狹	若狹	越前	武生	國越前	福井	濱近江	根近江	津近江	幡近江
遠敷郡	三方郡	敦賀郡	越前	坂井郡	丹生郡ノ内	阪田郡	犬上郡	高島郡	蒲生郡
金澤市	大飯郡	石川郡	上岬村 常盤村 殿下村 立待村 今立郡ノ内	南條郡	福井市 丹生郡ノ内	東淺井郡	愛知郡		
河北郡			朝日村 系生村 宮崎村 城崎村		足羽郡	伊香郡	神崎郡		
			白山村 志津村 吉川村		三方村	西香郡			
			下天岡 岬津山 村村村		國見村	西淺井郡			
			越田村 織野村 吉野村						
			四萩大 箇野虫 浦村村						

裁判所位置及管轄區域

	高						德				
	大	松	中	須	知	安	高	川	脇	島	德
	洲	山	村	崎	赤	安	知	島	養	富	島
	伊	伊	土	土	岡	藝	土	阿	阿	岡	阿
	豫	豫	佐	佐	土	土	佐	波	波	波	波
	西	松	幡	高	香	安	高	麻	美	那	德
	宇	山	多	岡	美	藝	知	植	馬	賀	島
	和	市	郡	郡	郡	郡	市	郡	郡	郡	市
	郡	久									
	内	米									
	千	郡									
	丈	伊									
	村	豫									
	神	郡									
	山	和									
	村	氣									
	雙	郡									
	岩	上									
	村	浮									
	三	穴									
	瓶	郡									
	村	下									
	三	浮									
	島	穴									
	村	郡									
	六										
	百										
	九										
	十										
	七										

六百九十七

新

和歌山

新	御	田	妙	和歌山
宮	坊	邊	寺	紀伊
紀	紀	紀	紀	紀
伊	伊	伊	伊	伊
東	日	西	伊	有
牟	高	牟	都	田
雙	牟	雙	那	細
郡	郡	郡	賀	野
内	内	内	郡	村
新	中	池	那	上
宮	三	田	賀	田
町	川	河	郡	中
内	野	村	内	野
勝	口	村		村
浦	内			村
村	村			村
上	村			村
尾	村			村
太	村			村
田	村			村
川	村			村
口	村			村
村	村			村
玉	村			村
置	村			村
口	村			村
村	村			村
北	村			村
山	村			村
本	村			村
田	村			村
村	村			村
三	村			村
七	村			村
里	村			村
川	村			村
村	村			村
四	村			村
本	村			村
宮	村			村
村	村			村
請	村			村
敷	村			村
川	村			村
村	村			村
小	村			村
九	村			村
口	村			村
村	村			村
東	日	西	伊	有
牟	高	牟	都	田
雙	牟	雙	那	細
郡	郡	郡	賀	野
内	内	内	郡	村
新	中	池	那	上
宮	三	田	賀	田
町	川	河	郡	中
内	野	村	内	野
勝	口	村		村
浦	内			村
村	村			村
上	村			村
尾	村			村
太	村			村
田	村			村
川	村			村
口	村			村
村	村			村
玉	村			村
置	村			村
口	村			村
村	村			村
北	村			村
山	村			村
本	村			村
田	村			村
村	村			村
三	村			村
七	村			村
里	村			村
川	村			村
村	村			村
四	村			村
本	村			村
宮	村			村
村	村			村
請	村			村
敷	村			村
川	村			村
村	村			村
小	村			村
九	村			村
口	村			村
村	村			村
東	日	西	伊	有
牟	高	牟	都	田
雙	牟	雙	那	細
郡	郡	郡	賀	野
内	内	内	郡	村
新	中	池	那	上
宮	三	田	賀	田
町	川	河	郡	中
内	野	村	内	野
勝	口	村		村
浦	内			村
村	村			村
上	村			村
尾	村			村
太	村			村
田	村			村
川	村			村
口	村			村
村	村			村
玉	村			村
置	村			村
口	村			村
村	村			村
北	村			村
山	村			村
本	村			村
田	村			村
村	村			村
三	村			村
七	村			村
里	村			村
川	村			村
村	村			村
四	村			村
本	村			村
宮	村			村
村	村			村
請	村			村
敷	村			村
川	村			村
村	村			村
小	村			村
九	村			村
口	村			村
村	村			村
東	日	西	伊	有
牟	高	牟	都	田
雙	牟	雙	那	細
郡	郡	郡	賀	野
内	内	内	郡	村
新	中	池	那	上
宮	三	田	賀	田
町	川	河	郡	中
内	野	村	内	野
勝	口	村		村
浦	内			村
村	村			村
上	村			村
尾	村			村
太	村			村
田	村			村
川	村			村
口	村			村
村	村			村
玉	村			村
置	村			村
口	村			村
村	村			村
北	村			村
山	村			村
本	村			村
田	村			村
村	村			村
三	村			村
七	村			村
里	村			村
川	村			村
村	村			村
四	村			村
本	村			村
宮	村			村
村	村			村
請	村			村
敷	村			村
川	村			村
村	村			村
小	村			村
九	村			村
口	村			村
村	村			村
東	日	西	伊	有
牟	高	牟	都	田
雙	牟	雙	那	細
郡	郡	郡	賀	野
内	内	内	郡	村
新	中	池	那	上
宮	三	田	賀	田
町	川	河	郡	中
内	野	村	内	野
勝	口	村		村
浦	内			村
村	村			村
上	村			村
尾	村			村
太	村			村
田	村			村
川	村			村
口	村			村
村	村			村
玉	村			村
置	村			村
口	村			村
村	村			村
北	村			村
山	村			村
本	村			村
田	村			村
村	村			村
三	村			村
七	村			村
里	村			村
川	村			村
村	村			村
四	村			村
本	村			村
宮	村			村
村	村			村
請	村			村
敷	村			村
川	村			村
村	村			村
小	村			村
九	村			村
口	村			村
村	村			村
東	日	西	伊	有
牟	高	牟	都	田
雙	牟	雙	那	細
郡	郡	郡	賀	野
内	内	内	郡	村
新	中	池	那	上
宮	三	田	賀	田
町	川	河	郡	中
内	野	村	内	野
勝	口	村		村
浦	内			村
村	村			村
上	村			村
尾	村			村
太	村			村
田	村			村
川	村			村
口	村			村
村	村			村
玉	村			村
置	村			村
口	村			村
村	村			村
北	村			村
山	村			村
本	村			村

院 訴 控									
安濃津伊勢	松阪伊勢	四日市伊勢	龜山伊勢	上野伊賀	山田	木本紀伊	岐阜美濃	八幡美濃	岐大
津市	飯高郡	三重郡	鈴鹿郡	阿拜郡	伊勢	南牟婁郡	岐阜市	郡上郡	巨美濃
安濃郡	飯野郡	朝明郡	名張郡	山田郡	度會郡	北牟婁郡	本巢郡	郡上郡	海西郡
奄藝郡	下御絲村	桑名郡	伊賀郡	名張郡	三瀨谷村	英虞郡	厚見郡	郡上郡	大野郡
河曲郡	大淀村	員辨郡	伊賀郡	伊賀郡	萩原村	英虞郡	各務郡	郡上郡	池田郡
一志郡	上御絲村				領內村		武儀郡		
	明星村				大杉谷村		羽栗郡		
	丹生村						中嶋郡		
	齋宮村								
	五ヶ谷村								

七百

廣 島				
御嵩美濃加茂郡	高野郡	廣島市	吳安藝	竹原安藝
可兒郡	吉城郡	沼田郡	安藝郡	豐田郡
土岐郡	益田郡	高宮郡	和庄村	加茂郡
惠那郡	山縣郡	佐伯郡	警固屋村	竹原町
			廣切村	三津口村
			中黒瀨村	東志和村
			下黒瀨村	寺西村
			内海村	上黒瀨村
			内海跡村	乃美尾村
			野路村	下三永村
			阿賀村	板城村
				吉川村
				志和堀村
				御園寺村
				川上村
				三津村
				三津村

裁判所位置及管轄區域

七百一

裁判所位置及管轄區域

大分			
玉津	中津	杵築	
豊後	豊前	豊後	
東國速見上西玉西國 伊美東石郡真都津東郡 村郡内村村村内 上伊美村 竹田津村 熊毛村 來浦村 姫島村 七百七	高南驛麻天字下 家院鑣生津佐毛郡 村内村村村内 明豊系宇 治川口佐 村村村町 龍雨柳長 土川ヶ峯 村村浦村 津東四八 房院内市幡 村村村 佐高長安 田並洲心 村村院 和院西橫 間内馬山 村城村	東武富國中朝見西 安藏來東山神日郡東郡 岐村村郡内村内 奈中上東御 狩武國崎浦村越 江廠崎村村 大西豊崎村 内武藏村 朝國崎村 來崎村 西小原村 安岐村 旭日村 安岐村	管尾井口村 百枝村 三重村 新田村 白山村 合川村 土師村 大野村 養老村 田中村 柴原村 今市村 上井田村 井田村 長谷川村 上緒方村 小富土村 緒方村 西國東郡内 田原村 速見郡内 御越村 豊岡村 日出町 川崎村 藤原村 朝日郡内 東浦村 杵築町 北杵築村 八坂村 東山香村 中神香村 山浦村 上村 南端村 小原村 旭日村 大朝日郡内 東浦村 杵築町 北杵築村 八坂村 東山香村 富來郡内 上國崎村 西武藏村 朝崎村 小原村 旭日村 武藏村 奈狩江村 大内藏村 朝崎村 西安岐村 安岐村

崎

竹	佐	臼杵	大分	行	小
田	伯	杵	分	事	倉
豊後	豊後	豊後	豊後	豊前	豊前
直入郡 重岡村 大野郡内	南海部郡 重岡村 大野郡内	北海部郡内 一尺屋村 佐志生村 下江村 海邊村 下津留村 上北津留村 中白杵村 上南津留村 市濱村 白杵町 上浦村 下南津留村	北海部郡内 神馬木村 佐加村 市村 小佐井村 丹生村 速見郡内 東大在村 川添村 湯平村 南由布村 北由布村	田川郡 築城郡 京都郡 上毛郡 仲津郡	筑前遠賀郡 三又村 大川村 川口村 田口村 久間田村 濱武村 豊前企救郡 大野島村

七百六

裁判所位置及管轄區域

熊										
本宮										
鹿兒嶋	天	人	高	山	八	八	八	八	八	
嶋	草	吉	瀬	鹿	代	代	代	代	代	
薩	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	肥	
摩	後	後	後	後	後	後	後	後	後	
鹿兒嶋市 鹿兒嶋郡 日置村 永吉村 吉利村 中伊集院村 上伊集院村	須子村 大浦村 高戶村 榑島村 本村	阿合村 一浦村 赤崎村 久留村 教長河内村	崎津村 今富村 宮野内村 深浦村 魚貫村	都呂村 高濱村 志岐村 宮野内村 牛深村	龜本村 中田村 碓石村 宮野内村 坂瀬村	河馬村 御領村 宮地村 福連村 城原村	佐伊津村 河野村 鬼地村 木連村 島子村	棚底村 御田村 下浦村 榑宇村 島尾村	天草郡内 上津浦村 下津浦村 志柿村 御所浦村 大浦村	北ケ石村 黒川村 波野村 永水村 産山村 南小國村

七百九

所

所				
御	三	熊	豆	豊前
船	角	本	田	宇
肥	肥	肥	豊	佐
後	後	後	後	郡
阿蘇郡内 宮地村 東隈庄 東砥用村 西砥用村 中山村 年福村 杉上村 豊田村	下益城郡内 瀬川村 中島村 福田村 木山町 甲佐町 御船町 上益城郡内 登立村 天守郡内 登立村 天守郡内 杉合村 雑和村 上村 中村 湯島村	熊本市 阿蘇郡内 上益城郡内 白水村 熊本市 飽田郡 託麻郡 合志郡	日田郡 玖珠郡	宇佐郡内 封戸村 北馬城村

七百八

裁判所位置及管轄區域

館		函			
青		森			
五所川原陸奥南 畑岡村	鯨ヶ澤陸奥 西津輕郡	弘前陸奥 南津輕郡 船津村 岩木村 清水村 津輕市 弘前市 中津輕郡 内 和徳村 相馬村 高杉村 女鹿澤村 六郷村 猿賀村 竹館村 十二里村 尾崎村 藤崎村 常盤館村 野澤村 光田寺村 大金田村 藏館村 石川村	野邊地陸奥 上北郡 野邊地村 大深内村 下北郡 六箇所村 甲地村 天間林村 七戸村 浦野館村	青森陸奥 東津輕郡 増田村 十文字村	湯澤羽後 雄勝郡 平鹿郡 内 阿氣村 三重村 磯岡村

院

秋											
田											
横手羽後	大曲羽後	花輪陸奥 中鹿角郡	大館羽後 北秋田郡	能代羽後 山本郡	本莊羽後 由利郡	秋田羽後 秋田市 南秋田郡 河邊郡	水澤陸奥 中膽澤郡 江刺郡	磐井陸奥 西磐井郡 東磐井郡	陸前氣仙郡	古陸中 南閉伊郡 東閉伊郡 北閉伊郡 川井村 門馬村	陸奥二戸郡
淺舞村	横手町 平鹿郡 内 角間川村 川西村	山内村 福地村	里見村	榮村 植根森村 旭村 陸合村 大森村	田根森村	八澤木村	大森村	吉田村	朝倉村		

但本令ハ明治二十三年十一月一日ヨリ實施ス
甲號

支 部	管 轄 區 裁 判 所
八王子	八王子
八日市場	八日市場 佐原
木更津	木更津 北條
土 浦	土 浦 麻生 龍ヶ崎
下 妻	下妻
栃 木	栃木 佐野
熊 谷	熊谷 大宮
高 崎	高崎 富岡
濱 松	濱松 掛川
松 本	松本 上訪諏 大町 福島
飯 田	飯田 伊奈

裁判所位置及管轄區域

上 田	上田 岩村田
新 發 田	新發田 村上 六日町
長 岡	長岡 柏崎
高 田	高田 糸魚川
相 川	相川
宮 津	宮津 峯山 福知山 舞鶴
洲 本	洲本
姫 路	姫路 社 龍野
豊 岡	豊岡 村岡
津 山	津山 勝山
彦 根	彦根 長濱
小 濱	小濱 敦賀
七 尾	七尾 高濱 輪島
田 邊	田邊 御坊 新宮

裁判所位置及管轄區域

久留米	小倉	中津	豆田	天草	大島	石卷	白河	平	若松	米澤	酒田	鶴岡	磐井
久留米	小倉	中津	豆田	天草	大島	石卷	白河	平	若松	米澤	酒田	鶴岡	磐井
福島	行事	玉津				登米			田島	長井			水澤
柳河						瀛仙沼							

脇町	中村	宇和島	岡崎	山田	高山	尾道	赤間關	濱田	西郷	米子	平戸	福江	殿原
脇町	中村	宇和島	岡崎	山田	高山	尾道	赤間關	濱田	西郷	米子	平戸	福江	殿原
川島			西尾	木本		福山	船木	大森		溝口	武生水		
			豊橋	新城				益田					

大	弘	八
曲	前	戶
大曲	弘前	八戶
橫手	鱒澤	
湯澤	五所川原	

七百二十一

乙號

支	沼	谷	園	篠	高	玉	小	高	西
部	津	村	部	山	梁	島	松	岡	條
管轄區裁判所	沼津	谷村	園部	篠山	高梁	玉島	小松	高岡	西條
	下田	吉原		柏原	新見	笠岡	大聖寺	杉木新	今治

九	四	上	三	岩	萩	島	唐	八	延	古	宮	能
總	川	野	次	國		原	津	代	岡	川	古	代
九龜	四日市	上野	三次	岩國	萩	島原	唐津	八代	延岡	古川	宮古	能代
觀音寺	龜山		庄原	柳井津			伊萬里	人吉	高千穂			大館
												花輪

裁判所位置及管轄區域

七百二十三

○區裁判所出張所管轄區域表二十三年八月 區裁判所出張所管轄區域別冊ノ通改定ス但新置出張所開廳迄其管内登記事務ハ従前ノ管轄應ニ於テ之ヲ取扱ハシム法省令第四號 (別冊略之)

○在職ノ裁判官檢察官裁判所書記現職休職區分明治二十三年十月 朕裁判官檢察官裁判所書記ノ官名及裁判官休職ニ係ル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム勅令第二百五十四號

第一條 裁判所構成法實施ノ際在職ノ裁判官檢察官及裁判所書記ハ同法ニ定メタル判事檢事及裁判所書記トス

第二條 裁判所構成法實施ノ際在職ノ裁判官ニシテ同法ニ依リ更ニ補職セラレサル者ハ休職トス

二十三年司法
省令第六號
以テ別冊中
改正ス
二十三年司法
省令第四號
以テ別冊中
改正ス

第三條 判事十五年以上奉職ノ者裁判所構成法實施後疾病其他ノ事故ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リ休職ヲ願出タルトキハ司法大臣ハ休職ヲ命スルコトヲ得但檢事ヨリ判事ニ轉任シタル者ハ檢事ノ勤務年數ヲ通算ス

第四條 休職中ノ俸給ハ現俸三分ノ一ヲ支給ス

第五條 休職判事ノ俸給支給ノ方法ニ付テハ一般非職官吏ノ例ニ依ル

○ 清國並朝鮮國駐在領事裁判規則明治二十一年十月 朕清國並朝鮮國駐在領事裁判規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム勅令第七十一號

清國並朝鮮國駐在領事裁判規則

第一條 清國並朝鮮國駐在ノ日本帝國領事ハ其管轄内ニ在ル日本人民ニ對

清國並朝鮮國駐在領事裁判規則

スル民事訴訟及ヒ公訴私訴ニシテ「治安裁判所違警罪裁判所始審裁判所
輕罪裁判所」ノ權限ニ屬スルモノヲ審判スルノ權ヲ有ス但「治安裁判所違
警罪裁判所」ノ權限ニ屬スル訴件ニ付領事ノ爲シタル裁判ハ終審ノ裁判
ナリトス

第二條 豫審判事ノ職務ハ領事之ヲ行ヒ檢察官ノ職務ハ副領事警察官若ク
ハ領事館書記生之ヲ行フ

第三條 裁判所書記ノ職務ハ領事館書記生若クハ其他ノ館員之ヲ行フ

第四條 輕罪ニ付テハ豫審ヲ爲サ、ルモノトス

第五條 重罪ニ關スル豫審ノ手續及ヒ豫審終結ノ言渡ニ付故障ヲ爲スコト
ヲ許サス但豫審終結ノ言渡ニ對シテハ直ニ上告ヲ爲スコトヲ得

第六條 治罪法ニ定ムル忌避回避ノ規則ハ之ヲ適用セス

第七條 民事訴訟及ヒ公訴私訴ノ裁判ニ對スル控訴ハ長崎控訴院重罪ニ係
ル公判ハ長崎「重罪裁判所」ノ管轄トス

第八條 民事訴訟及私訴ノ裁判ニ對スル控訴上告ハ本人若クハ代言人ノ出
廷ヲ要セス書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得禁錮ノ言渡ヲ除クノ外公訴ノ裁
判ニ對スル控訴モ亦同シ

第九條 此規則ニ於テ領事ト稱スルハ總領事領事又ハ其代理及ヒ委任狀ヲ
有シタル副領事又ハ其代理ヲ云フ

○ 行政裁判法 明治二十三年六月
法律第四十八號
朕行政裁判法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
行政裁判法

第一章 行政裁判所組織

第一條 行政裁判所ハ之ヲ東京ニ置ク

第二十四年勅令
第三十二號
官制官制官制
官制官制官制
官制官制官制

第二條 行政裁判所ニ長官一人及評定官ヲ置ク評定官ノ員數ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

行政裁判所ニ書記ヲ置ク其員數及職務ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 長官ハ勅任トス評定官ハ勅任又ハ奏任トス

長官及評定官ハ三十歳以上ニシテ五年以上高等行政官ノ職ヲ奉シタル者若クハ裁判官ノ職ヲ奉シタル者ヨリ内閣總理大臣ノ上奏ニ依リ任命セラ
ル、モノトス

書記ハ長官之ヲ判任ス

第四條 長官及評定官ハ在職中左ノ諸件ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 公然政事ニ關係スルコト
- 二 政黨ノ黨員又ハ政社ノ社員トナリ又ハ衆議院議員府縣都市町村會ノ議員若クハ參事會員タルコト
- 三 兼官ノ場合ヲ除ク外俸給アル又ハ金錢ノ利益ヲ目的トスル公務ニ就

クコト

四 商業ヲ營ミ其他行政上ノ命令ヲ以テ禁シタル業務ヲ營ムコト

第五條 第六條ノ場合ヲ除ク外長官及評定官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分

ニ由ルニ非サレハ其意ニ反シテ退官轉官又ハ非職ヲ命セラル、コトナシ行政裁判所ノ長官又ハ評定官ヲ兼任スル者ハ其本官在職中前項ヲ適用ス懲戒處分ノ法ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 長官及評定官身體若クハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルトキハ内閣總理大臣ハ行政裁判所ノ總會ノ決議ニ依リ其退職ヲ上奏スルコトヲ得

第七條 長官ハ行政裁判所ノ事務ヲ總理ス

長官故障アルトキハ評定官中官等最モ高キ者之ヲ代理ス官等同シキトキハ任官ノ順序ニ依リ其先ナル者之ヲ代理ス

第八條 長官ハ自ラ裁判長トナリ若クハ評定官ニ裁判長ヲ命スルコトヲ得

部ヲ分ツノ必要アルトキハ其組織及事務分配ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第九條 行政裁判所ノ裁判ハ裁判長及評定官ヲ併セ五人以上ノ列席合議ヲ要ス但列席ノ人員ハ奇數ニ限ル若シ缺席ノ爲偶數トナリタルトキハ官等最モ低キ評定官ヲ議決ヨリ除ク官等同シキトキハ任官ノ順序ニ依リ其後ナル者ヲ除ク

議決ハ過半數ニ依ル

- 第十條 長官又ハ評定官ハ左ノ場合ニ於テ評議及議決ニ加ハルコトヲ得ス
- 一 裁判スヘキ事件自己又ハ父母兄弟姊妹若クハ妻子ノ身上ニ關スルトキ
 - 二 裁判スヘキ事件一私人ノ資格ヲ以テ意見ヲ述ヘタルモノ又ハ理事者代理者若クハ職務外ノ地位ニ於テ取扱ヒタルモノニ關スルトキ
 - 三 裁判スヘキ事件行政官タルノ資格ヲ以テ其事件ノ處分又ハ裁決ニ參與シタルモノニ關スルトキ

二十三年勅令
第九十二號
行政裁判所處務規程
第十八條
類ニ載ス

第十一條 前條ノ場合ニ於テ原告又ハ被告ハ原因ヲ説明シテ文書又ハ口頭ヲ以テ長官又ハ評定官ヲ忌避スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政裁判所ハ本人ヲ回避セシメ之ヲ議決ス

第十二條 忌避若クハ除斥ノ原因タル事情ニ付キ長官又ハ評定官ヨリ申出アルトキ又ハ他ノ事由ヨリシテ長官又ハ評定官カ法律ニ依リ評議及決議ニ加ハルヲ得サルノ疑アルトキハ行政裁判所ハ本人ヲ回避セシメ之ヲ議決ス

第十三條 行政裁判所ノ處務規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 行政訴訟ノ辯護人タルコトヲ得ルハ行政裁判所ノ認許シタル辯護士ニ限ル

第二章 行政裁判所ノ權限

第十五條 行政裁判所ハ法律勅令ニ依リ行政裁判所ニ出訴ヲ許シタル事件ヲ審判ス

第十六條 行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受理セス

第十七條 行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規程アルモノヲ除ク外地方上級行政廳ニ訴願シ其裁決ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ提起スルコトヲ得ス
各省大臣ノ處分又ハ内閣直轄官廳又ハ地方上級行政廳ノ處分ニ對シテハ直ニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

各省又ハ内閣ニ訴願ヲ爲シタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第十八條 行政裁判所ノ判決ハ其事件ニ付キ關係ノ行政廳ヲ羈束ス

第十九條 行政裁判所ノ裁判ニ對シテハ再審ヲ求ムルコトヲ得ス

第二十條 行政裁判所ハ其權限ニ關シテハ自ラ之ヲ決定ス

行政裁判所ト通常裁判所又ハ特別裁判所トノ間ニ起ル權限ノ爭議ハ權限裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第二十一條 行政裁判所ノ判決ノ執行ハ通常裁判所ニ囑託スルコトヲ得

第三章 行政訴訟手續

第二十二條 行政訴訟ハ行政廳ニ於テ處分書若クハ裁決書ヲ交付シ又ハ告知シタル日ヨリ六十日以内ニ提起スヘシ六十日ヲ經過シタルトキハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得ス但法律勅令ニ特別ノ規程アルモノハ此限ニ在ラス
訴訟提起ノ日限其他此法律ニ依リ行政裁判所ノ指定スル日限ノ計算竝ニ災害事變ノ爲メ遷延シタル期限ニ關シテハ民事訴訟ノ規程ヲ適用ス

第二十三條 行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規程アルモノヲ除ク外行政廳ノ處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止セス但行政廳及行政裁判所ハ其職權ニ依リ又ハ原告ノ願ニ依リ必要ト認ムルトキハ其處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第二十四條 行政訴訟ハ文書ヲ以テ行政裁判所ニ提起スヘシ

法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名ヲ以テ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十五條 訴狀ハ左ノ事項ヲ記載シ原告署名捺印スヘシ

- 一 原告ノ身分、職業、住所、年齢
 - 二 被告ノ行政廳又ハ其他ノ被告
 - 三 要求ノ事件及其理由
 - 四 立證
 - 五 年月日
- 訴訟ニハ原告ノ經歷シタル訴願書裁決書或ニ證據書類ヲ添フヘシ
- 第二十六條 訴狀ニハ被告ニ送付スル爲メニ必要文書ノ副本ヲ添フヘシ
- 第二十七條 行政裁判所ハ原告ノ訴狀ニ就テ審査シ若シ法律勅令ニ依リ行政訴訟ヲ提起スヘカラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背スルモノナルトキハ其理由ヲ付シタル裁決書ヲ以テ之ヲ却下スヘシ
- 其訴狀ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ之ヲ改正セシムル爲メ期限ヲ指定シテ還付スヘシ
- 第二十八條 行政裁判所ニ於テ訴狀ヲ受理シタルトキハ其副本ヲ被告ニ送

- 付シ相當ノ期限ヲ指定シテ答辯書ヲ差出サシムヘシ
- 答辯書ニハ原告ニ送付スル爲メ必要文書ノ副本ヲ添フヘシ
- 第二十九條 行政裁判所ハ必要ナリト認ムルトキハ其期限ヲ指定シテ原告被告交互ニ辯駁書及再度ノ答辯書ヲ差出サシムヘシ
- 第三十條 行政裁判所ハ訴狀及答辯書ノ附屬文書ノ副本ヲ原告被告交互ニ送付スル代リニ所内ニ於テ之ヲ閱覽セシムルコトヲ得
- 第三十一條 行政裁判所ハ訴訟審問中其事件ノ利害ニ關係アル第三者ヲ訴訟ニ加ハラシメ又ハ第三者ノ願ニ係リ訴訟ニ加ハルコトヲ許可スルヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ行政裁判所ノ判決ハ第三者ニ對シテモ亦其効力ヲ有ス
- 第三十二條 行政官廳ハ其官吏又ハ其申立ニ依リ主務大臣ヨリ命シタル委員ヲシテ訴訟代理ヲ爲サシムルコトヲ得
- 代理者ハ委任狀ヲ以テ代人タルコトヲ證明スヘシ
- 第三十三條 行政裁判所ハ豫メ指定シタル期日ニ於テ原告被告及第三者ヲ

召喚シテ審廷ヲ開キ口頭審問ヲ爲スヘシ

原告被告及第三者ニ於テ口頭審問ヲ爲スコトヲ望マサル旨ヲ申立タル場合ニ於テハ行政裁判所ハ文書ニ就キ直ニ判決ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 審廷ニ於テハ原告被告及第三者ノ辯明ヲ聽クヘシ

審廷ニ於テハ裁判長ノ許可ヲ得タル者ヨリ順次發言スヘシ

原告被告及第三者ハ事實上及法律上ノ點ニ就キ文書ニ盡サル所ヲ補足シ又ハ誤謬ヲ更正シ若クハ新ニ證據ヲ提出シ及證書ヲ提示スルコトヲ得

第三十五條 主務大臣ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ公益ヲ辯護スル爲メ委員ヲ命シ審廷ニ差出スコトヲ得

行政裁判所ハ判決ヲ爲ス前ニ委員ヲシテ意見ヲ陳述セシムヘシ

第三十六條 行政裁判所ノ對審判決ハ之ヲ公開ス

安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリ又ハ行政廳ノ要求アルトキハ行政裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第三十七條 公開ヲ停ムルノ決議ヲ爲シタルトキハ公眾ヲ退カシムルノ前之ヲ言渡ス

第三十八條 行政裁判所ハ原告被告及第三者ニ出廷ヲ命シ竝ニ必要ト認ムル證據ヲ徵シ證人及鑑定人ヲ召喚シ審問ニ應シ證明及鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

證人又ハ鑑定人トシテ審問ニ應シ證明及鑑定ヲ爲スヘキ義務ニ關シテハ民事訴訟ノ規程ヲ適用ス其義務ヲ盡サル場合ニ於テ處分スヘキ科罰ハ行政裁判所自ラ之ヲ判決ス

行政裁判所ハ口頭審問ニ於テ舉證ノ手續ヲ爲シ又ハ評定官ニ委任シ若クハ通常裁判所又ハ行政廳ニ囑託シテ之カ調査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十九條 行政裁判所ニ於テ審問中ノ事件ニ關シ民事上ノ訴訟起ルコトアリテ通常裁判ノ確定ヲ待ツノ必要アリト認ムルトキハ其審判ヲ中止スルコトヲ得

第四十條 審問手續ニ關スル故障ノ申立ハ行政裁判所自ラ之ヲ判決ス

第四十一條 召喚ノ期日ニ於テ原告若クハ被告若クハ第三者出廷セサルコトアルモ行政裁判所ハ其審判ヲ中止セス
原告被告及第三者共ニ出廷セサルトキハ行政裁判所ハ審問ヲ行ハス直ニ判決ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 裁判宣告書ハ理由ヲ付シ裁判長評定官及書記之ニ署名捺印シ其謄本ニ行政裁判所ノ印章ヲ捺シ之ヲ原告被告及第三者ニ交付スヘシ
行政訴訟ノ文書ニハ訴訟用印紙ヲ貼用スルヲ要セス

第四十三條 行政訴訟手續ニ關シ此法律ニ規程ナキモノハ行政裁判所ノ定ムル所ニ依リ民事訴訟ニ關スル規程ヲ適用スルコトヲ得

第四章 附則
第四十四條 此法律ハ明治二十三年十月一日ヨリ施行ス

第四十五條 第二十條第二項ノ權限爭議ハ權限裁判所ヲ設クル迄ノ間極密

院ニ於テ之ヲ裁定ス

裁定ノ手續ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四十六條 從前ノ法令ニシテ此法律ト抵觸スルモノハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第四十七條 此法律施行ノ前既ニ行政訴訟トシテ受理シ審理中ニ係ルモノハ仍從前ノ成規ニ依リ處分スヘシ

○行政廳ノ違法處分ニ關スル行政裁判 明治廿三年十月法律第百六號
朕行政廳ノ違法處分ニ關スル行政裁判ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外左ニ掲クル事件ニ付行政廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

一 海關稅ヲ除ク外租稅及手數料ノ賦課ニ關スル事件

二 租稅滯納處分ニ關スル事件

三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ關スル事件

四 水利及土木ニ關スル事件

五 土地ノ官民有區分ノ査定ニ關スル事件

○行政訴訟豫納金手續二十三年十一月行政裁判所告示第二號

豫納金手續

第一條 行政訴訟ヲ爲ス者ハ臨時特別費ヲ除クノ外訴訟提出ノ際ニ於テ書類送達等ノ費用ニ充ツル爲メ金貳圓ヲ豫納スヘシ

第二條 豫納ヲ爲サントスル者ハ當廳ノ保管金送付書ヲ以テ之ニ金員ヲ添ヘ大藏省預金局ニ納付スヘシ

第三條 第一條ノ豫納金ニ於テ仍ホ不足ナルトキハ追納セシムルコトアルヘシ

追納手續モ亦前條ニ依ルヘシ

第四條 豫納金ノ殘額アルトキハ訴訟事件終局ノ後之ヲ還付ス

○第十四類 警察

○保安條例明治二十年十二月勅令第六十七號

朕惟フニ今ノ時ニ當リ大政ノ進路ヲ開通シ臣民ノ幸福ヲ保護スル爲ニ妨害ヲ除去シ安寧ヲ維持スルノ必要ヲ認メ茲ニ左ノ條例ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

保安條例

第一條

凡ソ秘密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ス犯ス者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其首魁及教唆者ハ二等ヲ加フ
内務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會又ハ「集會條例第八條」ニ載スル結社集會ノ聯結通信ヲ阻遏スル爲ニ必要ナル豫防處分ヲ施スコトヲ得其處分ニ對シ其命令ニ違犯スル者罰前項ニ同シ

二十三年法律第五十三號
以テ集會及政社ヲ定ム
法ハ本類ニ載

第二條

屋外ノ集會又ハ群集ハ豫メ許可ヲ經タルト否トヲ問ハス警察官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得其命令ニ違フ者首魁教唆者及情ヲ知リテ參會シ勢ヲ助ケタル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加シ其附和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

集會者ニ兵器ヲ携帶セシメタル者又ハ各自ニ携帶シタル者ハ各本刑ニ二等ヲ加フ

第三條

内亂ヲ陰謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ文書又ハ圖畫ヲ印刷又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版條例ニ依リ處分スルノ外仍其犯罪ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收スヘシ

印刷者ハ其情ヲ知ラサルノ故ヲ以テ前項ノ處分ヲ免ル、コトヲ得ス

第四條

皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄留スル者ニシテ内亂ヲ隱謀シ又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經期日又ハ時間ヲ限リ退去ヲ命シ三年以内同一ノ距離内ニ出入寄宿又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得

退去ノ命ヲ受ケテ期日又ハ時間内ニ退去セサル者又ハ退去シタル後更ニ禁ヲ犯ス者ハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ仍五年以下ノ監視ニ附ス
監視ハ本籍ノ地ニ於テ之ヲ執行ス

第五條

人心ノ動亂ニ由リ又ハ内亂ノ豫備又ハ隱謀ヲ爲ス者アルニ由リ治安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ内閣ハ臨時必要ナリト認ムル場合ニ於テ其一地方ニ限リ期限ヲ定メ左ノ各項ノ全部又ハ一部ヲ命令スルコトヲ得

一凡ソ公衆ノ集會ハ屋内屋外ヲ問ハス及何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラ

ス豫メ警察官ノ許可ヲ經サル者ハ總テ之ヲ禁スル事
二新聞紙及其他ノ印刷物ハ豫メ警察官ノ檢閲ヲ經スシテ發行スルヲ禁スル事

三特別ノ理由ニ因リ官廳ノ許可ヲ得タル者ヲ除ク外銃器短銃火藥刀劍仕込杖ノ類總テ携帶運搬販賣ヲ禁スル事

四旅人ノ出入ヲ檢査シ旅券ノ制ヲ設クル事

第六條

前條ノ命令ニ對スル違反者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス其刑法又ハ其他特別ノ法律ヲ併セ犯シタルノ場合ニ於テハ各本法ニ照シ重キニ從ヒ處斷ス

第七條

本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

○集會及政社法明治二十三年七月法律第五十三號

沿革略記 明治十三年四月第十二號布告ヲ以テ集會條例ヲ定ム○二十三年七月前令ヲ廢シ更ニ集會及政社法ヲ制定ス

朕集會及政社法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

集會及政社法

第一條 此ノ法律ニ於テ政談集會ト稱フルハ何等ノ各義ヲ以テスルニ拘ラズ政治ニ關ル事項ヲ講談論議スル爲公衆ヲ會同スルモノヲ謂フ政社ト稱フルハ何等ノ各義ヲ以テスルニ拘ラス政治ニ關ル事項ヲ目的トシテ團體ヲ組成スルモノヲ謂フ

第二條 政談集會ニハ發起人ヲ定ムヘシ

政談集會ヲ開クトキハ發起人ヨリ開會四十八時以前ニ會場所在地ノ管轄

警察官署ニ届出ヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ警察官署ハ直ニ其ノ領收證ヲ交付スヘシ
届書ニハ集會ノ場所年月日時竝ニ發起人及講談論議者ノ氏名住所年齢ヲ
記載シ發起人署名捺印スヘシ
届書ニ記載シタル三時刻ヨリ時間ヲ過キテ開會セサルトキハ届出ノ効ヲ
失フモノトス

第三條 日本臣民ニシテ公權ヲ有スル成年ノ男子ニアラサレハ政談集會ノ
發起人タルコトヲ得ス

第四條 現役及召集中ニ係ル豫備後備ノ陸海軍軍人警察官官立公立私立學
校ノ教員學生生徒未成年者及女子ハ政談集會ニ會同スルコトヲ得ス
法律ヲ以テ組織シタル議會ノ議員選舉準備ノ爲ニ開ク所ノ集會ハ投票ノ
日ヨリ前三十日間ハ選舉權ヲ行フヘキ者及被選舉權ヲ有スル者ニ限り本
條ノ制限ニ依ルヲ要セス

第五條 政談集會ニ於テハ外國人ヲシテ講談論議者タラシムルコトヲ得ス
第六條 政談集會ハ屋外ニ於テ開クコトヲ得ス

第七條 凡ソ屋外ニ於テ公眾ヲ會同シ又ハ多衆運動セントスルトキハ發起
人ヨリ四十八時以前ニ會同スヘキ場所年月日時及其ノ通過スヘキ路線ヲ
管轄警察官署ニ届出テ認可ヲ受クヘシ但シ祭葬講社學生生徒ノ體育運動
及其ノ他慣例ノ許ス所ニ係ルモノハ此ノ限ニアラス

警察官署ハ前項ノ届出ニ於テ安寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキハ認可ヲ
拒ムコトヲ得

警察官署ハ安寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキハ何等ノ場合ニ拘ラス屋外
ノ集會又ハ多衆運動ヲ禁止スルコトヲ得

第八條 帝國議會開會ヨリ閉會ニ至ルノ間ハ議院ヲ距ル三里以内ニ於テ屋
外ノ集會又ハ多衆運動ヲナスコトヲ得ス但シ第七條第一項但書ノ場合ハ
本條ニ於テモ之ヲ適用ス

第九條 警察官署ハ制服ヲ著シタル警察官ヲ派遣シ政談集會ニ臨監セシムルコトヲ得

發起人ハ臨監警察官ニ其ノ求ムル所ノ席ヲ供スヘク集會ニ關スル事項ニ付尋問アルトキ何事タリトモ之ニ開答スヘシ

政談集會ニアラサルモ安寧秩序ヲ妨害スルノ虞アリト認ムル集會ニハ第一項ノ臨監ヲ爲スコトヲ得

第十條 凡ソ集會ニハ戎器又ハ兇器ヲ携帯シテ會同スルコトヲ得ス但シ制規ニ依リ戎器ヲ携帯スル者ハ此ノ限ニアラス

第十一條 凡ソ集會ニ於テ犯罪ヲ曲庇シ又ハ刑律ニ觸レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ又ハ賞恤シ又ハ犯罪ヲ教唆スルノ談論ヲナスコトヲ得ス

第十二條 會場ニ於テ故ラニ喧擾ヲ爲シ又ハ狂暴ニ涉ル者アルトキハ警察官ハ之ヲ制止シ其ノ命ニ從ハサルトキハ會場外ニ退出セシムルコトヲ得

第十三條 警察官ハ左ノ場合ニ於テ集會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

一 集會ノ成立此ノ條例ニ背キタルトキ

二 第十一條ヲ犯シタルトキ又ハ安寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキ
此ノ場合ニ於テハ全會ヲ解散セスシテ單ニ其ノ一人ノ講談論議ヲ停止スルコトヲ得

三 警察官ノ臨監ヲ拒ミ又ハ其ノ求ムル所ノ席ヲ供セス又ハ其ノ尋問ニ答ヘサルトキ

四 會衆騷擾ニ涉リ警察官之ヲ制止スルモ鎮靜セサルトキ

五 第四條第十條ノ違犯者多數ニシテ警察官ヨリ退場ヲ命スルモ其ノ命ニ從ハサルトキ

第十四條 第二條ノ届出ヲ爲サスシテ政談集會ヲ開キタルトキハ發起人ヲ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ會場ヲ貸與シタル者亦同シ

第十五條 第二條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサルトキハ發起人罰前條ニ同

シ

第十六條 第三條ヲ犯シタル者及第四條ニ背キ會同シタル者及其ノ之ヲ制止セサル發起人ハ二圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條ヲ犯シタル發起人ハ罰前項ニ同シ

政談集會ニ會同スルコトヲ得サル者ヲ勸誘シテ會同セシメタル發起人ハ本條第一項ノ例ニ照シテ一等ヲ加フ

第十七條 第六條ヲ犯シタル發起人及講談論議者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第七條ニ背キタルトキハ發起人及教唆人ヲ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第八條ニ背キタルトキハ發起人及教唆人ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第十條ヲ犯シタル者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處ス其ノ

之ヲ制止セサル發起人亦同シ

第二十一條 第十一條ヲ犯シタル者ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 警察官ヨリ解散ヲ命セラレタル後仍退散セサル者又ハ退出ヲ命セラレタル後仍退出セサル者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ二圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 政社ニハ役員ヲ置クヘシ

政社ハ組成後三日以内ニ其ノ役員ヨリ社名社則事務所役員及社員名簿ヲ其ノ事務所所在地ノ管轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ届出ノ事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

前項ノ届出アリタルトキハ警察官署ハ直ニ其ノ領收證ヲ交付スヘシ

役員ハ其ノ政社ニ關ル事項ニ付警察官ヨリ尋問アルトキ何事タリトモ之ニ開答スヘシ

第三十四條 政社ニシテ政談集會ヲ開クトキハ第二條ノ手續ヲ爲スヘシ但シ講談論議者及會場ヲ豫定シテ定期ニ集會スルモノハ之ヲ初會ノ開會四十八時以前ニ届出ルトキハ爾後ノ例會ハ届出ヲ要セス其ノ届出ノ事項ニ變更アリタルトキハ仍第二條ノ手續ニ依ルヘシ

第二十五條 現役及召集中ニ係ル豫備後備ノ陸海軍軍人警察官官立公立私立學校ノ教員學生生徒未成年者女子及公權ヲ有セサル男子ハ政社ニ加入スルコトヲ得ス

第二十六條 政社ニ於テハ外國人ヲシテ加入セシムルコトヲ得ス

第二十七條 政社ハ標章及旗幟ヲ用非ルコトヲ得ス

第二十八條 政社ハ委員若ハ文書ヲ發シテ公衆ヲ誘導シ又ハ支社ヲ置キ若ハ他ノ政社ト連結通信スルコトヲ得ス

第二十九條 政社ニ於テハ法律ヲ以テ組織シタル議會ノ議員ニ對シテ其ノ發言及表決ニ付議會外ニ於テ責任ヲ負ハシムルノ制規ヲ設クルコトヲ得

ス

第三十條 凡ソ結社ニシテ安寧秩序ニ妨害アリト認ムルトキハ内務大臣ハ之ヲ禁止スルコトヲ得若シ禁止ノ命ニ從ハスシテ仍結社スルノ實アル者ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 第二十三條ニ背キ政社ノ届出ヲ爲サルトキ又ハ警察官ノ尋問ニ答ヘサルトキハ其ノ役員ヲ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサルトキ又ハ尋問ヲ受ケテ詐僞ノ答ヲ爲ストキハ前項ノ例ニ照シテ一等ヲ加フ

第三十二條 第二十五條ニ背キ入社シタル者及入社セシメタル役員ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條ヲ犯シタル役員ハ罰前項ニ同シ

第三十三條 第二十七條ニ背キ標章旗幟ヲ用非タル者及其ノ政社ノ役員ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 第二十八條ヲ犯シタルトキハ其ノ役員及委員ヲ一月以上一年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 集會ノ發起人又ハ結社ノ役員タルノ實アル者ハ一人又ハ數人又ハ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス總テ發起人又ハ役員ノ責ニ任ス

第三十六條 此ノ法律ヲ犯シタル者ハ數罪俱發ノ例ヲ用井ス

第三十七條 此ノ法律ニ關スル公訴ノ期滿免除ハ六月トス

第三十八條 法律命令ニ定ムル所ノ集會ハ此ノ法律ニ依ルノ限ニアラス

○官吏職務外ノ演説及叙述ヲ許シ其取締方ヲ定ム二十二年一月内閣訓令
凡ソ官吏タル者ハ自今其職務外ト雖モ公衆ニ對シ政事上又ハ學術上ノ意見ヲ演説シ又ハ之ヲ叙述スルコトヲ得但各長官ノ監督ニ從屬スヘシ
法律規則ヲ以テ特ニ制限セラレタル官吏ハ前項ノ限ニ在ラス

○富興行ヲ禁ス 明治元年十二月 布告

富興行ノ儀ハ都テ御禁制ニ有之處近來諸國ニ於テ金錢融通ヲ名トシ或ハ社寺再建等ニ托シ興行致候向モ有之趣元來季澆ノ弊風僥倖ノ利ヲ以テ民心ヲ誘惑スルヨリ自然農工商共其職業ヲ惰リ往々是カ爲メニ家産ヲ破候者モ不少哉ニ相聞以ノ外ノ事ニ候斯御一新ノ折柄右様ノ所業殊ニ御趣意ニ相戾リ候儀ニ付更ニ嚴禁被仰出候事

○富籤賣買者等處分 明治十五年五月 第廿五號布告

明治元年十二月二十三日ノ布告ニ原ツキ富籤賣買ノ牙保幫助ヲ爲シ及富籤ヲ購買シタル者處分方左ノ通制定ス

第一條 凡富籤賣買ノ牙保若クハ幫助ヲ爲シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二條 凡富籤ヲ購買シタル者ハ其價ヲ拂ヒタルト未タ拂ハサルトチ問ハス二十日以上四月以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス他人ノ名ヲ借リテ購買シタル者及他人ヨリ譲リ受ケタル者亦同シ

第三條 第一條第二條ノ罪ヲ再犯シタル者ハ同條ニ定メタル刑期金額ノ二倍ニ處ス但初犯ニ科シタル刑期金額ニ下ルヲ得ス

第四條 富籤ニ關スル犯罪ヲ告發シタル者ニハ其徵スル所ノ罰金ノ半額ヲ給與ス

第五條 富籤ニ關スル罪ヲ犯シ事未タ發覺セサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ其罪ヲ免ス

再犯ニ係ル者ハ自首スト雖モ其罪ヲ免セス

第六條 富籤ニ關スル犯罪ニ因テ得タル財物ハ之ヲ沒收ス自首ニ因テ罪ヲ免シタル者ト雖モ財物沒收ハ仍ホ前項ニ依ル

○石油取締規則 明治十六年二月 第六號布告

沿革略記 明治十四年八月第四十號布告ヲ以テ石油取締規則ヲ制定ス
○十六年第六號布告ヲ以テ改定ス是レ現行法ナリ

明治十四年八月第四十號及ヒ同年九月第五十號布告石油取締規則左ノ通改定ス但施行日限ノ儀ハ明治十五年八月第四十四號布告ノ通りタルヘシ
(十六年第一號布告ヲ以テ施行日限ノ儀ハ追テ布告ナスマテ延期)

第一條 石油ヲ分テ二種トシ閉塞發焰試驗法ヲ用ヒ攝氏驗温器三十度(華氏八十六度)以上ノ温度ニ達セザレハ發焰セサルモノヲ第一種トシ三十度ニ達セスシテ發焰スルモノヲ第二種トス

第二條 點燈用ニ供スルハ第一種ノ石油ニ限リ第二種ノ石油ハ醫療製藥調劑及ヒ物理學化學工藝上ニ於テ業用ニ供スルノ外之ヲ用フルヲ許サス

第八百一十一號
陸軍部
第八百一十二號
陸軍部
第八百一十三號
陸軍部
第八百一十四號
陸軍部
第八百一十五號
陸軍部
第八百一十六號
陸軍部
第八百一十七號
陸軍部
第八百一十八號
陸軍部
第八百一十九號
陸軍部
第八百二十號
陸軍部

第一則 大小銃「并彈藥」類商賈ノ儀ハ府縣共定員商賈ノ外取扱致間敷右定員ノ商賈ハ其地方管廳ニ於テ精選ノ上免許狀可差遣事

但東京大坂ノ儀ハ「武庫司」ニ於テ管轄スヘキ事

免許商賈ノ定員

一府下 各五員

一縣下 各三員

一「鎮臺」本分營下 各一員

但府縣廳下開港場等ニアルハ別ニ設ケス

一開港場 各五員

右免許差遣候商賈ノ姓名住所東京「武庫司」ヘ届クヘキ事

第二則 免許商人タリトモ軍用ノ銃砲「彈藥」類ヲ竊ニ賣買不相成賣渡候節

ハ買主ヨリ官ノ免手形ヲ受取其員數ヲ照シ賣渡可申又買入ノ節ハ其管廳

ヘ願出免手形ヲ受其員數ヲ以テ買取可申事

第八百一十四號
陸軍部
第八百一十五號
陸軍部
第八百一十六號
陸軍部
第八百一十七號
陸軍部
第八百一十八號
陸軍部
第八百一十九號
陸軍部
第八百二十號
陸軍部

但東京大坂ノ儀ハ「武庫司」ヘ可願出事

免許商人ハ陸海軍准士官以上ノ武官ヨリ其所有ノ軍用銃「并ニ其彈藥」類

ヲ買入レントスルトキハ買入願書ニ其賣主ノ連署ヲ爲サシムヘキ事（十三年第三

八號布告ヲ以テ本項追加）

第三則 免許ノ商人其賣買ノ銃砲「彈藥」類ハ多少ヲ論セス買取賣渡共其主

人ノ姓名其物品ノ員數等明細附記シ軍用ノ物ハ免手形相添毎月其管廳ヘ

可差出其廳ヨリ毎月十日ヲ限リ管轄「鎮臺」ヘ差送可申事

但「諸鎮臺」ヨリ每歲正月七月兩度半ケ年明細帳ヲ以テ東京「武庫司」ヘ

差送可申尤東京大阪ノ儀ハ「武庫司」ニ於テ取締可致事

第四則 「彈藥」儀ハ假令些少ノ品タリトモ唯便利ノミヲ計リ勝手ノ場所ヘ

差置間敷兼テ其地方管廳ヘ願出差圖ヲ受相圍可申事

但東京大坂ノ儀ハ「武庫司」ヘ願出ヘキ事

第五則 華族ヨリ平民ニ至ル迄免許銃類ヲ除クノ外軍用ノ銃砲「并彈藥」類

「ピストール」ニ至ル迄私ニ貯蓄不相成就テハ是迄銘々所持致居候軍用銃砲
ハ一々其管廳ニ持出東京大坂ハ武庫司ニ持出別紙銃砲改刻印式ノ通り番號官印ヲ受
可申他人へ譲リ與へ候節ハ第二則ノ手續ニ從フヘシ

「但彈藥買入致シ度者モ亦二則ノ通りタルヘシ」

銃砲改刻印ノ式

千支何番 「武庫司」或ハ何府縣

右所持ノ人名番號等逐一書記シ置管轄「鎮臺」へ届出「鎮臺」ヨリ東京武
庫司へ差送り可申事

免許ノ銃類

一和銃四文目八分玉以下

一各國諸獵銃

但西洋獵銃ノ儀ハ其玉目稍大ナレトモ霰彈ヲ用エルモノハ之ヲ許ス
右獵用銃所持ノ者ハ其銃名員數等巨細附記シ其管廳へ届出其廳ヨリ東京

第六年第二十五號
第十號
改正

「武庫司」へ差出可申東京大坂ハ所持ノ者ヨリ萬一軍用獵用銃ノ差別難相
辨者官へ尋出候得ハ検査ノ上免許ノ證印ヲ据へ可相渡事

第六則 （六年第二十五號布告鳥獸獵）
（免許取締規則ニ本則ヲ引換）

第七則 銃砲「彈藥」下々ニ於テ猥リニ製造不相成候尤モ新ニ奇巧便利ヲ發
明シ爲試製作致度者ハ其管廳へ相願管轄「鎮臺」へ届出免許ヲ可受事

但製作其宜キニ適ヒ最モ便利ナル者ハ「鎮臺」ヨリ「武庫司」へ差送り検査

ヲ遂ケ採用可相成分ハ西洋免許ノ法ニ倣ヒ何分ノ御沙汰可有之事

是迄銃砲「并彈藥」類賣買致來候者ハ現今所持ノ物品員數等無遺漏書記シ管
轄廳へ爲差出其廳ヨリ東京武庫司へ可差出事

但東京大坂ノ儀ハ賣買ノ者ヨリ直ニ「武庫司」へ可届出事
右之通ニ候事

○銃砲取締規則違犯者處分明治五年九月
第二百八十二號布告

銃砲取締規則

銃砲取締ノ儀ニ付別紙ノ通被相定候條此旨相達候事

(別紙)

一 銃砲取締規則ニ違銃砲「彈藥」類ヲ竊ニ所持シ且致取扱候者有之節ハ各地方ニ於テ其品取上ケ更ニ五十錢ノ過料可申付候事

但取締向ニ關係無之者見當リ訴出候ニ於テハ犯人過料ノ半金ヲ可被下候事

一 免許ヲ得スシテ銃砲「彈藥」ヲ製造スル者ハ其品取上ケ更ニ三圓以內ノ過料可申付候事(七年第百三十二號) 布告ヲ以テ追加

但書同前

右取上候品東京大阪ハ「武庫司」其他ハ所管ノ「鎮臺」へ可差出事

○ 銃砲外國人ヨリ買入手續明治五年六月 第百八十五號布告

銃砲取締規則中第二則開港開市場ニ限リ自今左ノ通可取扱事

一 開港開市場ニ於テ免許商人ノ輩銃砲「并彈藥」類外國人ヨリ買入度儀

刑法第二編第
三章第五節參
照

願出候節ハ其管轄廳ニ於テ嚴重取調へ一旦管廳へ買上然ル後願出ノ商人へ可相渡賣拂ノ節モ同様管廳ニ於テ致取引可遣事

但免許商人ヨリ買入賣渡共其都度々々員數書ヲ以テ開港開市場管廳へ願出處置ヲ可受事

○ 銃砲取締管理ヲ定ム八年六月 第百一十一號

今般銃砲「彈藥」取締ノ儀內務省へ管理被仰付候ニ付テハ追テ相違候儀モ可有之候得共差向キ從前規則ノ通相心得取締可致尤右規則中是迄陸軍省及ヒ各鎮臺等へ申出候分ハ總テ內務省へ可申出其他管理替ニ付抵觸ノケ條ハ廢シ候儀ト可相心得此旨相達候事

○ 武官所有ノ軍用銃賣買取規則十三年三月 第百三十二號
陸海軍武官所有ノ軍用銃ハ明治五年正月第二十八號布告ニ依リ管轄廳ノ検査番號ヲ受來候處自今准士官以上ノ武官ハ左ノ規則ニ據ルヘシ此旨相達候事

武官所有ノ軍用銃賣買取規則

第一條 陸海軍省ニ於テハ武官所有ノ軍用銃并其彈藥類買入ノ節交付スヘキ買入免狀ヲ定メ置キ豫メ其印影等照會ノタメ使府縣廳東京二管 本署

銃砲取締規則

十四年第一號
銃砲取締規則
以下

～通知ス可シ

第二條 武官軍用銃並其彈藥類ヲ買入ル、時ハ前款ノ免狀ヲ受取之ヲ該地ノ免許商人ニ交付シテ其買入ヲ爲スヘシ

第三條 武官轉任又ハ免官スル時ハ其奉職中所有セシ銃器ハ其銃名ハ其番號ヲ記載シ使府縣廳^{東京本署}ニ届出常則ニ從ヒ其取締ヲ受クヘシ

第四條 武官奉職中所有ノ軍用銃及ヒ其彈藥類ヲ人民へ賣渡サントスル時ハ買受人ヨリ其使府縣廳^{東京本署}ニ差出スヘキ願書へ連署スヘシ

○銃砲類外國人ト賣買出願取扱方^{二十年四月内務省訓令第二十六號}
銃砲類外國人ト賣買ノ儀免許商人ヨリ願出ノ節ハ其廳ニ於テ許可シ賣買員數種目及ヒ雙方國人名共一周年間統計シ翌年一月三十一日限リ當省へ報告スヘシ

○火藥取締規則 明治十七年十二月三十一號布告

沿革畧記

明治四年十月兵部省達ヲ以テ火藥運送規則ヲ定ム○五年正月第二十八號布告ヲ以テ銃砲取締規則ヲ定メ彈藥類賣買モ

該規則ニ因テ取締ヲシム○同年六月第八十五號布告ヲ以テ彈藥外國人ヨリ買入手續ヲ定ム○十一年五月第十一號布告ヲ以テ彈藥外許ノ者等ト彈藥雷管賣買手續ヲ定ム○十四年六月内務省乙第廿九號達ヲ以テ爆發物タイナマイトノ類モ銃砲取締規則及火藥運搬規則ニ據リ取扱ハシム○十七年十二月第三十一號布告ヲ以テ前令ヲ廢シ火藥取締規則ヲ制定ス是レ現行法ナリ

火藥取締規則別冊ノ通制定ス

但從前ノ成規中此規則ニ矛盾スルモノハ總テ廢止ス

(別冊)

火藥取締規則

第一章 總則

第一條 凡火藥劇發火藥^{棉火藥、ナイトログリセリン、ダイナマイト、雷汞、其他劇發質ノ物品} 人民ニ於テ製造スルコトヲ禁ス但烟火マツチノ類ハ此限ニ在ラス

第二條 火藥類^{火藥、劇發火藥}ノ賣買營業ヲ爲サントスル者ハ管轄廳^{東京府ハ警視廳}

火藥取締規則